

神戸大学

目 次

I	認証評価結果	2-(4)-3
II	基準ごとの評価	2-(4)-4
	基準1 大学の目的	2-(4)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(4)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(4)-9
	基準4 学生の受入	2-(4)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(4)-19
	基準6 教育の成果	2-(4)-39
	基準7 学生支援等	2-(4)-42
	基準8 施設・設備	2-(4)-46
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(4)-49
	基準10 財務	2-(4)-53
	基準11 管理運営	2-(4)-55
<参 考>		2-(4)-59
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-61
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-62
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(4)-64
iv	自己評価書等	2-(4)-72
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(4)-73

I 認証評価結果

神戸大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「神戸大学ビジョン2015」として近い将来のビジョンを明確に設定している。
- 文部科学省特色GPにおいて平成19年度に1件、文部科学省現代GPにおいて平成16年度に1件、平成17年度に2件、平成19年度に2件、文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」において平成17年度に1件、文部科学省教員養成GPにおいて平成18年度に1件、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて平成17年度に6件、文部科学省大学院GPにおいて平成19年度に5件、文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」において平成19年度に1件、文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」において平成19年度に1件、文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」において平成19年度に2件、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において平成16年度に2件、文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」において平成18年度に1件、文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」において平成19年度に2件の取組が採択され、大学の教育改革に積極的に取り組んでいる。また、平成20年度においても採択された取組がある。
- 文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成14年度に1件、平成15年度に6件が採択されており、これらの研究成果を大学院課程の教育に活かしている。
- 文部科学省グローバルCOEプログラムにおいて、平成19年度に「統合的膜生物学の国際教育研究拠点」が採択されたことに伴い、医学研究科、理学研究科、農学研究科、工学研究科の部局・専攻横断型の「膜生物学リサーチリーダー育成コース」を開設し、膜生物学の分野で創造性と国際活動能力を有する若手研究者の育成を目指している。また、平成20年度においても採択された取組がある。
- 留学生センターを中心に、留学生に対する学習支援、生活支援をきめ細かく実施している。
- 学生と教員で双方向的な授業評価アンケートをシステム化して実施している。
- 「業務改善プロジェクトチーム」を設置し管理運営に関する改善を推進している。
- 神戸大学の教育研究活動を総合的、客観的に把握するために「神戸大学情報データベース(KUID)」を構築し、大学の構成員が必要に応じて活用できる状況を整備している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

教育研究活動の目的を、「神戸大学の使命」として定めている。さらに、大学の使命、担うべき社会的、歴史的、地域的役割を踏まえ、平成 14 年 5 月に「教育憲章」、平成 18 年 9 月に「環境憲章」を策定し、基本理念や養成しようとする人材像を含めた達成しようとする基本的な成果等を明示するとともに、「神戸大学の使命」及び「教育憲章」の下に各学部の教育目的を定めている。

また、平成 18 年 11 月には、世界トップクラスの教育研究の実現を平成 27 年までに目指すため、「神戸大学ビジョン 2015」を策定し、段階的なフェーズ（チェンジ（2006～2009）、チャレンジ（2010～2012）、エクセレンス（2013～2015））ごとの到達目標、行動指針を策定した上で、その目標達成に向けて努力している。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1-② 目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

「神戸大学の使命」を「神戸大学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を発揮し、人類社会に貢献するため、普遍的価値を有する「知」を創造するとともに、人間性豊かな指導的人材を育成します。」と定め、「教育憲章」、「環境憲章」及び「神戸大学ビジョン 2015」で具体化している。これらは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることに対応している。

これらのことから、目的が学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

「神戸大学の使命」及び各研究科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的において、大学院一般に求められる目的に対応する使命、目的が定められている。これらは、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することに対応している。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法第 99 条に規定された大学院一般に求められる目的から

外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

「神戸大学の使命」、「教育憲章」及び「神戸大学ビジョン2015」は、すべてウェブサイトに掲載されている。これらは、広報誌『KOBE university STYLE』や神戸大学概覧に掲載して、学内各所に配布するとともに、入学式、オープンキャンパス等の機会を利用して周知している。「環境憲章」についても、ウェブサイトに掲載するとともに、同憲章を基に作成した『国立大学法人神戸大学 環境報告書2006』及びそのダイジェスト版を学内外に配布している。また、各研究科における専攻の構成と教育目的もウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

「神戸大学の使命」、「教育憲章」、「環境憲章」及び「神戸大学ビジョン2015」をウェブサイトに掲載することにより公表している。また、広報誌『KOBE university STYLE』、神戸大学概覧等を同窓会関係者、報道関係者等に配布している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「神戸大学ビジョン2015」として近い将来のビジョンを明確に設定している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学には 11 の学部が設置されており、各学部の教育目的に応じた学科等を構成している。各学部における学科数は、文学部 1、国際文化学部 1、発達科学部 4、法学部 1、経済学部 1、経営学部 1、理学部 5、医学部 2、工学部 6、農学部 3、海事科学部 3 となっている。農学部、海事科学部については、平成 20 年度に、それぞれ 5 学科から 3 学科へ、3 課程から 3 学科へ改組することにより大学院の専攻との接続を明確にし、学部段階における教養教育と専門的素養の上に立ち、大学院において専門性の一層の向上を図るという組織的展開を実現する体制を整えている。

学部・学科等の構成は、「神戸大学の使命」及び「教育憲章」の下にある各学部の教育目的に整合したものとなっている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、全学共通教育として実施されている。

平成 17 年度に大学教育研究センターを改組し、大学教育推進機構を設置しており、全学共通教育の実施に関わる業務を担当する全学共通教育部、大学教育の推進に係る調査研究を行う大学教育支援研究推進室及び大学教育の改善に向けた全学的な取組の企画立案を行う大学教育推進本部を置いている。全学共通教育に係る企画、立案及び運営に関する事項は大学教育推進機構に設置された企画運営委員会で、全学共通教育の実施に関する事項は全学共通教育部に設置された全学共通教育運営協議会で審議している。両委員会は原則として毎月開催されている。

また、全学共通教育運営協議会の下に、全学共通授業科目を担当する教員により組織する教育部会を設け、各教育部会が授業科目の内容、成績評価の方法・実施、授業科目及び担当者の決定、必要な非常勤講師の推薦等授業の企画、実施、評価に関わる事項を担当している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院教育に関しては、平成 18 年度までに策定していた教育理念及び教育目的を再検討し、平成 19 年度に「文学研究科」及び「文化科学研究科」を「人文学研究科」に、「総合人間科学研究科」を「国際文化科学研究科」、「人間発達環境学研究科」に再編し、また、「自然科学研究科」を「理学研究科」、「工学研究科」、

「農学研究科」、「海事科学研究科」に改組している。この再編統合により、学部段階における教養教育と専門教育の素養の上に立って、専門性の一層の向上を図るため、大学院において深い知的学識を涵養する教育を行うという教育課程の組織展開が明確にされている。さらに、平成 20 年度には医学系研究科を医学研究科と保健学研究科に改編している。平成 20 年 5 月 1 日現在、13 の研究科を設置しており、各研究科の教育目的に応じた各種専攻を構成している。各研究科の専攻数は、人文学研究科 2、国際文化学研究科 2、人間発達環境学研究科 5、法学研究科 3、経済学研究科 1、経営学研究科 5、理学研究科 5、医学研究科 2、保健学研究科 1、工学研究科 6、農学研究科 3、海事科学研究科 1、国際協力研究科 3 となっている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンター等として、3 機構、1 附置研究所、11 学内共同教育研究施設及び保健管理センター、キャリアセンターを設置しているほか、平成 19 年度の自然科学研究科改組の一環として、自然科学系先端融合研究環を設置している。

教育に係る主な学部又は研究科の附属施設としては、発達科学部に幼稚園、小学校（2 校）、中学校（2 校）、特別支援学校を、医学部に附属病院を、人文学研究科に地域連携センター及び海港都市研究センターを、人間発達環境学研究科に発達支援インスティテュートを、農学研究科に食資源教育研究センターを、海事科学研究科に国際海事教育研究センター及び練習船深江丸等を設置し、教育研究の設備を整備している。

これらのことから、全学的なセンター等の構成及びその設置目的、活動内容が、大学の教育研究上の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するための全学的組織として、国立大学法人法に定められた教育研究評議会、教育の基本方針について審議する大学教育委員会、専門的事項等に関する調査、企画及び立案を行う大学教育推進委員会を設置している。また、平成 19 年度には、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動の部局間横断的推進や学部及び大学院における教育の実質化に向けた全学的な取組の企画立案等を行うため、大学教育推進委員会の下に教育担当責任者会議を設置し、検討を開始している。さらに、大学教育推進機構が、全学的な教育戦略の方針等の企画立案を行う機能を担っており、同機構内の企画運営委員会、大学教育戦略会議において審議、検討がなされている。

各学部・研究科においても、それぞれの特性を踏まえた教育活動の具体的事項等の重要事項について審議するための教授会等が設置されており、それぞれの役割分担の下、毎月 1 回以上開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的な観点から教育活動全般について審議する委員会として、全学の教務委員会を設置している。また、大学教育推進機構内にある大学教育戦略会議において、全学的な教育戦略に係る企画立案に関する事項を審議している。

各学部・研究科においても、教務委員会等が設置されており、適切な構成員で構成されている。これらは、毎月1回以上開催されており、各部局の特性を踏まえた教育課程や教育方法等の検討を行い、実態調査に基づく専修配属期間の変更（人文学研究科）、履修アドバイザーの増員（国際文化学研究科）、マルチメジャーコース、派遣型産学連携教育等の導入（工学研究科）、JABEEプログラムの開設（農学部）等の所要の改善を図っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

大学院重点化を行っており、すべての研究科において講座制を採用している。「教育憲章」において、「教育理念と教育原理に基づき、その教育目的を達成するために、全学的な責任体制の下で学部及び大学院の教育を行う。」と定めた上で、この方針に従い、教員組織の改編や定員の変更については、各部局から学長への申請に基づき、将来計画委員会における審議を経て承認することとしている。教員人事についても、教授会の議に基づき学長が選考している。

国立大学法人化後の平成16年度からは、全学的な戦略構想の推進と管理運営の効率化に柔軟に対応するため、教員定員の一定数（平成20年度10月現在は86人）を学長裁量人員枠として確保している。一例を挙げると、平成19年度には、文部科学省グローバルCOE及び文部科学省21世紀COE採択プロジェクト、大型科学研究費補助金採択プロジェクト、文部科学省グローバルCOEへの申請を見据えた「学内発の卓越した研究プロジェクト」採択プロジェクトに32人の教員を配置している。

また、平成18年度の学校教育法等の改正に伴い、平成19年4月1日から、教育研究上の責任体制を明確にするため、教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教員数は、学士課程では常勤1,055人、非常勤394人、大学院課程では、常勤1,171人、非常勤220人、専門職学位課程では、常勤60人、非常勤48人となっている。

教員1人当たりの学生数は学士課程で7.24人、大学院課程で2.64人、専門職学位課程で4.06人となっている。

教授、准教授、講師、助教の採用・昇格を国立大学法人神戸大学教員選考基準及び各学部・研究科における採用基準・昇格基準に基づき行うことにより、質の高い教員を確保しており、教育上主要な授業科目には原則として専任の教授又は准教授が、その他の科目についても可能な限り専任の教授、准教授、講師又は助教が担当するよう配慮している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 文学部：53人（うち教授27人）
- ・ 国際文化学部：70人（うち教授49人）
- ・ 発達科学部：100人（うち教授54人）
- ・ 法学部：40人（うち教授31人）
- ・ 経済学部：53人（うち教授29人）
- ・ 経営学部：50人（うち教授22人）
- ・ 理学部：108人（うち教授48人）
- ・ 医学部：224人（うち教授60人）
- ・ 工学部：175人（うち教授69人）
- ・ 農学部：88人（うち教授43人）
- ・ 海事科学部：77人（うち教授38人）

専任教員数は、大学設置基準を満たしており、大学設置基準で求められる専任教員数の半数以上は教授という条件も満たしている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における、研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員35人（うち教授31人）、研究指導補助教員16人

〔博士前期課程〕

- ・ 人文学研究科：研究指導教員60人（うち教授28人）、研究指導補助教員0人
- ・ 国際文化学研究科：研究指導教員85人（うち教授58人）、研究指導補助教員0人
- ・ 人間発達環境学研究科：研究指導教員103人（うち教授59人）、研究指導補助教員0人
- ・ 法学研究科：研究指導教員24人（うち教授24人）、研究指導補助教員0人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員46人（うち教授29人）、研究指導補助教員5人
- ・ 経営学研究科：研究指導教員40人（うち教授28人）、研究指導補助教員16人
- ・ 理学研究科：研究指導教員116人（うち教授56人）、研究指導補助教員6人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員46人（うち教授24人）、研究指導補助教員22人
- ・ 工学研究科：研究指導教員144人（うち教授69人）、研究指導補助教員30人
- ・ 農学研究科：研究指導教員88人（うち教授43人）、研究指導補助教員4人
- ・ 海事科学研究科：研究指導教員58人（うち教授34人）、研究指導補助教員11人
- ・ 国際協力研究科：研究指導教員28人（うち教授19人）、研究指導補助教員3人

〔博士後期課程〕

- ・ 人文学研究科：研究指導教員56人（うち教授27人）、研究指導補助教員0人
- ・ 国際文化学研究科：研究指導教員82人（うち教授58人）、研究指導補助教員0人
- ・ 人間発達環境学研究科：研究指導教員85人（うち教授57人）、研究指導補助教員0人
- ・ 法学研究科：研究指導教員24人（うち教授24人）、研究指導補助教員0人

- ・ 経済学研究科：研究指導教員 46 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 経営学研究科：研究指導教員 49 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 14 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 101 人（うち教授 56 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 46 人（うち教授 24 人）、研究指導補助教員 22 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 134 人（うち教授 69 人）、研究指導補助教員 30 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 88 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 海事科学研究科：研究指導教員 49 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 国際協力研究科：研究指導教員 28 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 3 人

[博士課程]

- ・ 医学研究科：研究指導教員 83 人（うち教授 73 人）、研究指導補助教員 51 人

専任教員数は、大学院設置基準で求められる研究指導教員数及び研究指導補助教員数を満たしている。これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 法学研究科：32 人（うち教授 27 人、実務家教員 4 人）
- ・ 経営学研究科：21 人（うち教授 14 人、実務家教員 10 人）

専任教員数は、専門職大学院設置基準で求められる専任教員数及び実務家教員数を満たしている。これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員数は 1,428 人であり、そのうち女性教員数は 173 人、外国人教員数は 52 人となっている。

中期目標において「多岐にわたる人事制度を適切に評価し、活力ある組織に向けて人事の適正化を図る。」「教員の流動性を向上させるとともに、教員組織の多様化を推進する。」と定めており、その実現に向けて、各研究科の特性や状況に応じて任期制や公募制、サバティカル制度、テニユア制度、優秀教員評価制度等を導入している。サバティカル制度は 6 研究科で実施されており、平成 19 年度は 5 研究科で計 8 人が利用している。医学研究科で、女性教員の任用を促進することを目的として、研究科長の下に女性医師・研究者支援委員会を設置し、具体的な提言を行っている点や、経営学研究科で、社会人専任教員制度を導入し、実務経験のある教員を多数採用している点等は、教育・研究の活性化に向けた取組と言える。

また、男女共同参画への配慮に関する全学的な取組として、平成 18 年度に担当理事を置くとともに、学長直属の男女共同参画推進室を設置している。

そのほか、平成 19 年度には有識者を学長の特別顧問として迎え、女性研究者の雇用促進等に関する専門的助言を得ており、女性研究者が教育研究活動と家庭生活のバランスを良好に保ちながら、研究を行うシステムの構築を目指す「再チャレンジ！女性研究者支援神戸スタイル」が、文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業に採択され、正規職を得て研究の再開と継続を望む理系の女性研究者から「女性研究者人材バンク」への登録者を募り、正規職につなぐ手助けをするためのインキュベーションシステムの構築や女性研究者のライフワークバランスの維持と研究継続を支援するために、先輩研究者に相談できるようにするためのメンターラボの設置等を実施している。

医学部及び附属病院は、男女共同参画推進室の支援の下で実施している「D&Nブラッシュアップ教育の組織的展開—女性医師・看護師の職場復帰に向けたネットプログラム・キャッチアッププログラムの開発—」が平成19年度に、文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」に採択され、妊娠・育児中の医師や看護師の技術の磨き直しを支援する「D&Nブラッシュアップセンター」を附属病院内に設置し、臨床現場への復帰を目指して情報及び教育を提供している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

全学として国立大学法人神戸大学教員選考基準を定めた上で、各研究科において、それぞれの特性に応じた採用基準、昇格基準等を定めている。

教員選考は、各学部・研究科が設置する教員選考委員会等の組織において審査し、教授会の議を経て学長が行っている。審査に当たっては、教育研究上の指導能力を重要要素としている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成18年度前期までは、各学部・研究科とも独自に授業評価アンケートを実施していたが、平成18年度後期からは、全学的な取組として質問項目を統一し、ウェブシステムを利用した授業評価アンケートを学期ごとに実施している。この取組により、全学部・研究科の授業を同一の基準で評価できるようになっている。また、当該システムでは、学生の自由記述に対して教員がウェブサイト上でコメントできるようになっており、学生の評価を教員がすぐに確認できるだけでなく、教員の意図や改善の約束などが学生に伝えられ、双方向的な授業評価アンケートが実現している。自由記述に対する教員のコメントは平成18年度後期、平成19年度前期の2回で学士課程8,177件、大学院課程671件に上っており、個々の授業内容や授業方法の改善に資していると判断できる。

アンケート結果は、全学の教務委員会、経営評価室において分析を行い、学内限定のウェブサイトで開催を行うとともに、同委員会の構成員である各学部・研究科等の教務委員長等を通じて、各学部・研究科において、更なる具体的な分析及び改善策の検討を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の研究活動と担当授業の相関性については、各学部・研究科において、採用、昇任人事の際に専門分野や業績内容を検証するとともに、教育課程や授業科目の編成時においても、教員の研究活動の内容と授業科目の相関性を検証している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

学務部学務課、学務部共通教育課、各研究科事務部、教育支援関係施設等における教務事務に携わる事務職員、技術職員の数は、大学全体でそれぞれ92人、66人となっている。

また、大学院に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育におけるきめ細かい指導の実現や、大学院生が将来、教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図ること等を目的として、全学部においてTAを配置している。学部、研究科等における平成19年度の配置実績は1,615人であり、従事時間総計は54,562となっている。TAの配置に際しては、神戸大学ティーチング・アシスタント実施要領を定め、その中でオリエンテーション等の研修を義務化している。さらに、各研究科において、TAの目的、業務内容、問題発生時の対処方法等について指導を行うなど、様々な形でその教育的効果に配慮している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 研究科ごとの取組であるが、サバティカル制度を実施している。
- 医学研究科では、研究科長の下に女性医師・研究者支援委員会を設置して女性教員の任用を促進している。
- 平成19年度に「再チャレンジ！女性研究者支援神戸スタイル」が、文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業に採択され、女性研究者が教育研究活動と家庭生活のバランスを良好に保ちながら、研究を行うシステムの構築を目指す努力をしている。
- 文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」において、平成19年度に「D&Nブラッシュアップ教育の組織的展開ー女性医師・看護師の職場復帰に向けたネットプログラム・キャッチアッププログラムの開発ー」が採択され、妊娠・育児中の医師や看護師の技術の磨き直しを支援する「D&Nブラッシュアップセンター」を附属病院内に設置し、臨床現場への復帰を目指して情報及び教育を提供している。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

全学として「神戸大学が求める学生像」を定めた上で、各学部・研究科においてその特性や理念・教育目標に応じた「求める学生像」を定めている。全学及び各学部の「求める学生像」はウェブサイトに掲載している。また、この「求める学生像」に合致する入学者選抜の方針を学生募集要項に明示し、学部ウェブサイトへの掲載、オープンキャンパス等の機会を通じて公表・周知を図っている。入学者選抜は、①大学入試センター試験の成績、②個別学力検査等成績、③調査書の内容の3つの資料により行うことを示した上で、学部ごとに、試験教科・科目等及び教科別配点を示している。

研究科においても、それぞれの教育目的を踏まえた「求める学生像」を策定し、入学者選抜の方針を各研究科の学生募集要項に定めた上で、ウェブサイトへの掲載等を通じて公表・周知している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

「求める学生像」に沿った学生を受け入れるため、入学者選抜の方針の下、一般選抜（前期日程、後期日程）、AO入試、特別選抜（推薦入学、社会人、私費外国人留学生）、3年次編入学を実施している。

学士課程の一般選抜（前期日程、後期日程）では、大学入試センター試験を課すことにより高等学校までで学ぶべき基礎学力を判定し、個別学力検査において各学部・学科における学士課程教育を受けるにふさわしい能力・適性等を判定している。また、学部・学科の特性に応じて、教科・科目試験以外の小論文、面接、実技試験等も取り入れている。AO入試は、発達科学部人間行動学科及び人間環境学科、医学部医学科、海事科学部海事技術マネジメント学科・海洋ロジスティクス学科・マリンエンジニアリング学科で実施しており、選考に際しては大学入試センター試験の成績を考慮している。

大学院課程の入学者選抜では、研究科の特性やアドミッション・ポリシーに応じて、一般選抜、推薦入学、社会人特別選抜、外国人特別選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学のアドミッション・ポリシーは、年齢、国籍を問わず、あらゆる志願者を対象にしたものとなっている。

学士課程に関しては、私費外国人留学生特別選抜を全学部で、社会人特別選抜を発達科学部及び医学部保健学科で、3年次編入学を10学部で実施している。医学部医学科における3年次編入学試験の口述・面接試験では、各分野から10数人の試験委員を選出し、公正な評価が行われるよう配慮している。また、法学部、経営学部は、3年次編入学試験にTOEFL、TOEIC等の外部試験を採用し、能力評価の客観化を図っている。

大学院課程の社会人特別選抜について、工学研究科の医工連携コース（博士前期課程）では、入学希望者に受験機会をできるだけ多く提供するために、第Ⅰ期（8月下旬）、第Ⅱ期（12月初旬）、第Ⅲ期（2月中旬）の3期に分けて実施している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程における一般選抜は、学長を委員長とする入学試験委員会及びその下に置かれた入学試験教科委員会、入学試験機械化委員会が中心となる実施体制を採っており、全学部における一般選抜の公正な実施を図っている。

一般選抜の出題・採点に関しては、入学試験教科委員会の教科委員が中心となり問題作成、点検を行い、出題ミス等の防止等に努めている。また、試験当日は、教科委員、出題委員が実施本部において受験生からの質問に対応できる体制を整えている。

入学者選抜の透明性の確保という観点から、基本データ（募集人員、志願者、受験者、当初合格者数、追加合格者数、入学辞退者数、入学者、合格者の最高点、最低点、平均点、センター試験の平均点）を公開しているほか、受験生からの請求があった場合には本人の得点や順位（ランク別）も開示している。

学士課程のAO入試、社会人特別選抜及び編入学試験並びに大学院課程の入学者選抜については、事前に各学部・研究科の入学試験準備体制の点検を行い、その結果を学長に報告している。また、入学試験委員会等が公正に実施するための役割を担っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学試験委員会においては、各学部における検証の結果、提案のあった改善案について全学的見地から検討を行い、AO入試の導入（発達科学部人間行動学科及び人間環境学科、医学部医学科、海事科学部）、後期日程の募集停止（発達科学部人間行動学科、医学部医学科）及び夜間主コースの募集停止（経済学部）等について決定している。また、学長の諮問に応じ、入学者の選抜制度・選抜方法等について調査研究を行う入学試験研究委員会を設置している。

各学部・研究科においても、入学試験委員会等が主体となって試験科目、点数配分等の検討や、入試成績と入学後の成績の追跡調査など、検証を行っており、法学部では、入試結果と入学後の成績を照合して前期・後期日程それぞれの点数配分の妥当性などを検証している。また、3年次編入学試験において英語

試験のTOEFL又はTOEICの成績を導入するなどの改善を平成20年度入試から実施している。経済学部では、推薦入試、3年次編入学試験の実施後にその結果を検討し、志望動機書の形式を変更するなど、受入方法の改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成16～20年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。(ただし、平成17年度に改組された国際文化学部、発達科学部については平成17～20年度の4年分、発達科学部(3年次編入学)については、平成19～20年度の2年分、平成19年度に改組された人文学研究科(博士前期課程、博士後期課程)、国際文化学研究科(博士前期課程、博士後期課程)、人間発達環境学研究科(博士前期課程、博士後期課程)、理学研究科(博士前期課程、博士後期課程)、工学研究科(博士前期課程、博士後期課程)、農学研究科(博士前期課程、博士後期課程)、海事科学研究科(博士前期課程、博士後期課程)については、平成19～20年度の2年分、平成20年度に改組された農学部(3年次編入学を除く)、経済学研究科(博士前期課程、博士後期課程)、保健学研究科(博士前期課程、博士後期課程)については、平成20年度の1年分。)

[学士課程]

- ・ 文学部：1.06倍
- ・ 国際文化学部：1.05倍
- ・ 発達科学部：1.03倍
- ・ 発達科学部(3年次編入)：1.05倍
- ・ 法学部：1.04倍
- ・ 法学部(3年次編入)：1.06倍
- ・ 経済学部：1.03倍
- ・ 経済学部(3年次編入)：1.08倍
- ・ 経営学部：1.04倍
- ・ 経営学部(3年次編入)：0.94倍
- ・ 理学部：1.08倍
- ・ 理学部(3年次編入)：1.27倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部(3年次編入)：0.90倍
- ・ 工学部：1.04倍
- ・ 工学部(3年次編入)：1.19倍
- ・ 農学部：1.10倍
- ・ 農学部(3年次編入)：1.08倍
- ・ 海事科学部：1.03倍
- ・ 海事科学部(3年次編入)：1.28倍

[修士課程]

- ・ 医学研究科：2.07倍

〔博士前期課程〕

- ・ 人文学研究科：1.04 倍
- ・ 国際文化学研究科：1.17 倍
- ・ 人間発達環境学研究科：1.01 倍
- ・ 法学研究科：0.77 倍
- ・ 経済学研究科：0.98 倍
- ・ 経営学研究科：0.78 倍
- ・ 理学研究科：1.06 倍
- ・ 保健学研究科：1.01 倍
- ・ 工学研究科：1.09 倍
- ・ 農学研究科：1.15 倍
- ・ 海事科学研究科：1.29 倍
- ・ 国際協力研究科：1.27 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 人文学研究科：1.25 倍
- ・ 国際文化学研究科：1.23 倍
- ・ 人間発達環境学研究科：1.49 倍
- ・ 法学研究科：0.59 倍
- ・ 経済学研究科：0.52 倍
- ・ 経営学研究科：0.73 倍
- ・ 理学研究科：0.98 倍
- ・ 保健学研究科：1.08 倍
- ・ 工学研究科：1.07 倍
- ・ 農学研究科：0.82 倍
- ・ 海事科学研究科：1.35 倍
- ・ 国際協力研究科：0.83 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：1.17 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：0.99 倍
- ・ 経営学研究科：1.16 倍

学士課程及び専門職学位課程では、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。大学院課程については、医学研究科（修士課程）、人間発達環境学研究科（博士後期課程）、海事科学研究科（博士後期課程）では入学定員超過率が高く、法学研究科（博士後期課程）、経済学研究科（博士後期課程）では入学定員充足率が低い状態にあるが、経済的支援や社会人学生への配慮を行うなど、改善に向けての一定の努力をしている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、大学院の一部の研究科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

当該大学の教育課程は、「教育憲章」における教育目的を実現するため、教学規則に則して編成されており、大学教育推進機構が実施する全学共通授業科目と、各学部が実施する専門科目により構成されている。

全学共通授業科目は、教養教育の目的に則して、教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学、共通専門基礎科目、資格免許のための科目及びその他必要と認める科目の7つの授業区分で構成されており、平成18年度では前・後期合わせて1,700を超す授業を開講している。この区分のうち共通専門基礎科目は、各学部における専門教育に向けた基礎的知識を習得することを目的としており、履修を通じて専門教育への円滑な移行を図っている。全学共通授業科目の年次配当や履修要件は、各学部の特性に応じ、それぞれの学部規則において定めている。

専門科目は、全学共通授業科目で行う教養教育及び共通専門基礎を踏まえ、教育課程の履修を通じて当該専門分野を体系的に学ぶことができるよう、学問分野の特性に応じた授業科目の配置を行っている。

全学共通授業科目と専門科目を楔形に配置するとともに、コア科目等の設定や、科目バランスに配慮した修得単位の配分等を行うことにより、教育課程全体としての体系性を確保している。また、履修モデル、

コースツリー、フローチャートの提示等を行いその効果的な履修を促している。

一例を挙げると、発達科学部では、1年次に学部共通科目、学科共通基礎科目、2～3年次に学科共通専門科目、各学生の履修コースが決定する2年次以降4年次にかけてコース専門科目を配当し、4年次には卒業研究に取り組みさせている。経済学部では、授業科目の体系表を作成し、学生に段階的な履修を促している。医学部医学科では、平成13年度のカリキュラム改革において、講義中心の受動的学習から課題探求型教育（PBL：Problem Based Learning）への変更を進めるとともに、「医学教育モデル・コアカリキュラム」を取り入れている。また、発達科学部、法学部、経営学部、農学部では、教育目的に応じる形で学科の下にコース又は履修分野を設けている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

全学共通授業科目については、20ある教育部会が教育目的に沿った形で科目が設定・実施されるよう管理・指導しており、個々の授業科目の内容はシラバス及び授業概要集に明示されている。

専門科目についても、国際文化学部の場合は、1年次の「基礎ゼミ」では、プレゼンテーション及び資料収集の方法、コミュニケーション能力について、「情報科学概論」では、現代の高度化情報社会の実態とコンピュータ処理の基礎知識、「概論」の1つの「現代文化概論」では、グローバル化の波や国民国家の揺らぎ、IT社会等について学ぶようになっている。2年次以降の情報コミュニケーション論講座「対人コミュニケーション論」では、表情・視線・姿勢などの非言語コミュニケーションに関わる情報について、異文化コミュニケーション論講座「文化混交論」では、ラテンアメリカを中心とした多民族共生に関わる新たな社会像が模索されている。2年次以降には講座の特徴に応じた講義等を提供している。また、経営学部では、「国際社会で活躍し、知的リーダーシップを発揮できるビジネス・エリートの基礎となる豊かな一般教養、及び経営・経済・社会の全般にわたる基本的知識を有するジェネラリストを育成する」という教育理念の下、経営学分野、会計学分野、市場科学分野の3分野からなる専門科目を第1群（入門・基礎）、第2群（基本）、第3群（応用）の3段階に設定するとともに、外国語読解能力の向上を図るため「外国書講読」を必修化し、学生自らの問題発見・分析・解決能力を涵養するための「研究指導」を重視している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

「研究成果等の授業内容への反映例」に関する提出資料から、すべての学部において、授業担当者が、研究活動を通じて教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている実態が分かる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

各学部において、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等、

様々なニーズに対応した配慮を行っている。

また、平成16年度～平成19年度までに、以下の文部科学省の各種大学教育改革プログラムに採択されている。

- ・ 特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）：1件
- ・ 現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）：5件
- ・ 地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム：1件
- ・ 資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）：1件
- ・ 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ：6件
- ・ 大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）：5件
- ・ 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム：1件
- ・ がんプロフェッショナル養成プラン：1件
- ・ 地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム：2件
- ・ 法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム：2件
- ・ 法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム：1件
- ・ 専門職大学院等教育推進プログラム：2件
- ・ 大学教育の国際化推進プログラム：31件

このうち学士課程教育における反映例を挙げると、

- ・ 平成16年度に文部科学省現代GPに採択された「地域歴史遺産の活用を図る地域リーダーの養成」では、学部生・大学院生が地域住民と協同して企画立案・実行するインターンシップ的カリキュラムの実施等を行っている。
- ・ 都市安全研究センター、工学部、文学部が中核となり、地域社会と協力して実施している「震災教育システムの開発と普及－阪神淡路大震災の経験を活かして－」が平成17年度に文部科学省現代GPに採択されており、その成果は工学部の平成18年度総合科目Ⅱ「阪神・淡路大震災」に反映されているほか、平成19年度からは全学共通授業科目の教養原論で「阪神・淡路大震災」として開講されている。
- ・ 文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」において、平成17年度に「総合病床でのクリニシャンエデュケーター養成」が採択され、総合病床（教育病床）の設置により、初期研修として幅広い内科系疾患の診療の場を提供している。
- ・ 平成19年度に文部科学省現代GPに採択された「アートマネジメント教育による都市文化再生－阪神地域の文化・芸術復興を目指す教育カリキュラムの開発－」では、国際文化学部において「アートマネジメントと都市文化」等の授業を行っている。

また、文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」において、平成20年度に「地域に根ざし人に学ぶ共生的人間力」が採択されている。

さらに、工学部市民工学科及び農学部食料環境システム学科で実施される教育プログラムは、JABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受けており、社会の要求を満たす技術者教育プログラムであることが客観的に保証されている。

そのほか、発達科学部では、学科横断の「発達支援論コース」を設置し、「ヘルスプロモーション」、「子ども・家庭支援」、「ボランティア社会・学習支援」など、社会的要請の高い課題領域に関わる教育が、地域社会との密接な関わりの下に展開されている。

法学部では、ジャーナリズム・プログラムとして、「国際ジャーナリズム」、「国際報道」を複数の新聞社と提携して開講し、単位認定を行っている。

経済学部では、意欲のある学部生のニーズに応え、大学院レベルの特別授業を行う「アドヴァンスト・コース」を設けている。同コースは、20人程度の特別編成のクラスで、3年次前期から2年間、特別演習、大学院・学部共通科目、外国書講読の単位を修得し、修了者には学位記のほかに、アドヴァンスト・コース修了証書が授与されている。

経営学部では、最近の学部生の資格志向の高まりを受け、公認会計士や税理士といった高度会計職業人を育成するための「会計プロフェッショナル育成プログラム」を開設している。同プログラムは学部・大学院（博士課程前期課程）一貫5年教育体制の下で、在学中の公認会計士第2次試験または税理士試験合格を目指すとともに、職業会計人に要求される高度専門知識を習得することを目的としている。

理学部では、3年次編入学の学生に対して、教務委員を中心とした入学前からの指導体制を採っており、特に数学科では合格から入学までの6か月間通信添削を行ってスムーズに学部教育を受け入れられるよう配慮している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位制度本来の趣旨に沿って、学生の自主学習と連動させた授業を促進するために、全学として教学規則に履修科目の登録上限を設定（キャップ制）することを定め、各学部の規則等において、特性に応じた登録上限単位数を設定している。

また、組織的な履修指導・支援として、各学部において入学時及び各年次におけるガイダンスを実施するとともに、附属図書館では、1年次必修科目である「情報基礎」内での図書館サービスの概説や、各種ガイダンス、操作説明会を通じた情報リテラシー教育の支援、国際コミュニケーションセンターでは新入生を対象とした外国語オリエンテーション、英語学習セミナーの開催など、自主学習を促進するための組織的な指導・支援を行っている。さらに、オフィスアワー制度として、授業科目に関する学生の質問・相談に応じる環境を整えるとともに、自主学習に必要な施設を開放している。

そのほかの例では、国際文化学部では、履修アドバイザーを4講座に3人ずつ置き、学生の履修相談を受け付ける体制を組織的に整備している。また、経営学部では、学生の体系的な単位修得を促すべく、入学後1年6か月を経過した時点で、「単位修得基準」を満たしているか否かの審査を行っている。

農学部のJABEE認定プログラム（地域環境工学プログラム、バイオシステム工学プログラム）では、学生一人一人に指導教員（チューター教員）を配置し、履修指導を入学時から卒業までの期間一貫して行っている。指導教員は各学期の履修開始時に学生と面談し、履修科目と成績評価、履修の方向性、学習内容等が記録されている学生ポートフォリオにより、履修の方向性、進捗を記録、検証している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

法、経済、経営の3学部において夜間主コースを設置しているが、法学部は平成16年度、経済学部は平成20年度、経営学部は平成18年度入試から学生募集を停止している。夜間主コースの時間割は1時限目17時50分～19時20分、2時限目19時30分～21時で設定されており、50単位を上限として昼間主コースの授業科目の一部を履修することができる相互履修制度を設けている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設

定等がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

授業形態については、全学の教学規則において、「講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う」と定め、各学部・学科では、教学規則や、それぞれの教育目的や分野の特性等を踏まえた上で、授業形態の組合せ・バランスに配慮している。

学習指導法についても、それぞれの教育目的や分野の特性に応じた工夫がなされている。

一例を挙げると、平成 17 年度に文部科学省現代GPに採択された「PEP コース導入による先進的英語教育改革：総合大学におけるプロフェッショナル・イングリッシュ・プレゼンテーション能力育成プログラムの開発」では、仕事で使える英語プレゼンテーション力 (Professional English Presentation) を鍛える特別履修コース「選抜制PEP特修コース」を開講しており、2年次後期にPEP1 (通常学内授業)、PEP2 (学外合宿：2泊3日)、PEP3 (海外特別研修：約3週間) の3つの授業を集中受講させ、卒業年次までに、TOEIC800 点以上を取得の上、最終プレゼンテーション試験に合格した者に、大学より公式の「PEP Certificate」資格を授与している。

文部科学省現代GPに、平成 19 年度に採択された「アクション・リサーチ型ESDの開発と推進—学部連携によるフィールドを共有した環境教育の創出—」では、発達科学部、文学部、経済学部の3学部連携事業として、アクション・リサーチ (参与観察などを組み込んだ実践的研究) によって「持続可能な社会づくりのための教育 (ESD: Education For Sustainable Development)」を推進するサブコース「ESDコース」を平成 20 年 4 月から開講している。

また、医学部では、阪神・淡路大震災における経験、スマトラ沖大地震並びに兵庫県北部水害への医療支援チームの派遣等の経験から、チーム医療、患者中心型医療を念頭に置いた教育を展開してきている。この取組は文部科学省特色GPにおいて、平成 19 年度に「協働の知を創造する体系的IPW教育の展開—多職種の医療人による協働を基盤にしたカリキュラムの開発—」として採択されている。

そのほか、文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム (教育GP)」において、平成 20 年度に「21世紀型市民としての法学士育成計画」及び「食農コープ教育による実践型人材の育成」が採択されている。

TAに関しては、各学部において有効活用が図られている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学共通教育ではウェブサーバによるシラバス管理を行っており、すべての全学共通授業科目のシラバスを作成、公開している。また、シラバスの一部を「授業概要集」(冊子)として学生・教員に配布している。シラバスの入力・編集は各授業担当教員が行うこととしており、入力作業に関するマニュアルをウェブサイトに掲載するとともに、シラバス入力の時期が近くなると文書による通知や会議での口頭説明など、シラバス管理のための周知活動を行っている。

専門教育に関しては、全学部においてシラバスが作成され、活用されているが、全学的なシラバスの標準化を進めるため、平成 20 年度から、既存の教務情報システムを利用した統一様式によるシラバスの電子化を開始している。

平成 19 年度後期全学共通授業評価アンケートでは、シラバスの適切性を問う設問に対して、肯定的回答が 62.6%、否定的な回答が 9.5%という結果となっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学习に必要な施設として、附属図書館及び各学部の情報演習室、語学自習室、自習室等を開放している。附属図書館については、利用者アンケート等の分析に基づき、平日夜間の開館時間延長及び土曜日の開館時間延長を行うなど、授業時間外の学習を行うための環境の向上にも努めている。国際コミュニケーションセンターでは、授業外での外国語体験の場として「ランゲージハブ室」、「CALL教室」を開放し、学生の自主学习意欲をサポートしている。

また、新入生の大学教育への円滑な適応を図るため、各学部において転換導入教育（一例を挙げると、発達科学部「発達科学への招待」、法学部「法政基礎演習」、経営学部「経営学入門」、「市場経済入門」、「経営史入門」、「経営数学入門」、理学部「数学通論」、「現代物理学Ⅰ」、「現代化学」、医学部「生命科学入門」、工学部「体験型総合演習」、海事科学部「海を学ぶ」等）や少人数形式の基礎ゼミを実施している。

そのほか、経済学部では、シラバスに「前後に履修することが望ましい関連科目」、教科書、参考書、学生へのメッセージ等を記載し、学生が自主的に学習に取り組めるよう配慮している。また、学生の自主的な学習・受講の指針として、全教員がその専門研究領域を明確に解説し、参考文献リストを付けた『経済学研究のために』を入学時に配布している。発達科学部では、各履修コースの各学年に1人の顧問教員を配置し、また、入学時における基礎学力を測るためのペーパーテストを実施することにより、個々の状況に応じた学生指導や各種相談が可能な体制を整備している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

教学規則に「各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。」と定め、成績区分については、共通細則に「授業科目の成績は、優、良、可及び不可に分け、可以上を合格とする。」と定めている。これら全学的な規則等を踏まえ、それぞれの学部において成績評価基準を定めており、これら関係規則等は、学生便覧等に記載するとともに、ガイダンス等において説明を行っている。

卒業認定基準についても、教学規則の定めに従い、各学部の特性に応じた基準を策定している。同基準は学生便覧等に記載するとともに、ガイダンス等において説明を行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準を踏まえた個々の成績評価、単位認定は、各学部とも、原則として授業担当教員が行うこととしている。

単位認定や卒業認定は、組織的に策定し学生に周知している成績評価基準や学部規則等において定める要件や手続きに沿って行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するための措置として、全学共通教育については、成績表配付後に共通教育課の教務窓口において、成績評価の申立てを受け付けている。また、各学部においても、成績評価に対する申立ての受付や一部の授業科目では、レポートやテストの答案に対して添削を行い返却するなど、正確さを担保するための措置を講じている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

「教育憲章」や各研究科において策定した教育目的を踏まえた上で、学問分野や職業分野の特性に応じた体系的な教育課程を編成している。

次のようなプログラムに採択されるなど、大学院教育のレベルは高い。

文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」において、平成17年度に6件が採択され、それぞれ取組を行っている。

- ・ 「国際水準に挑む次世代政治学研究者養成計画」では、博士前期・後期課程5年間の各学期の到達目標を定め、これに応じた授業展開、論文指導等を行っている。
- ・ 「教育組織と手法の Re-bundling（共同研究を軸とする経済学の先端教育）」では、複数教員による博士後期課程の学生の組織的指導、教員と大学院生による共同研究の組織化、民間研究機関とのコラボレーションの推進及び学生の主体性を引き出すグループ研究等を行っている。
- ・ 「経営学研究者養成の先端的教育システム」では、研究者養成のためのコアプログラムの高度充実化及びサポートプログラムの構築等を行っている。
- ・ 「国際交流と地域連携を結合した人文学教育」では、教員・大学院生間のワークショップを通じたカリキュラムの改善等を行っている。
- ・ 「国際政策学研究者養成に向けた大学院教育」では、従前個別に行われていた活動を博士前期課程から後期課程に至る5年間のコースワークの中に有機的・体系的に位置付ける仕組みの考案と制度化等を行っている。
- ・ 「生命医科学リサーチリーダー育成プログラム」では、1年次全学生にR I、遺伝子組換え、動物実験の講習を含むコースワークを必修で履修させる等の取組を行っている。

また、文部科学省大学院GPにおいて、平成19年度に5件が採択され、それぞれ取組を行っている。

- ・ 「文化情報リテラシーを駆使する専門家の養成」では、文化情報リテラシーを段階的に涵養するため

の講義・演習の実施等を行っている。

- ・ 「正課外活動の充実による大学院教育の実質化」では、大学院生が「学内外の実践活動」、「学術活動」、「委員会活動」に継続的・主体的に関わることへの支援を行っている。
- ・ 「経営学研究者の先端的養成プログラム」では、研究方法論に関する論文作成セミナーの開催等を行っている。
- ・ 「大学連合による計算科学の最先端人材育成」では、計算機シミュレーションの技術を習得させるための講義等を行っている。
- ・ 「拠点融合型プロフェッショナル臨床医教育」では、学生が自らテーマを設定して研究を企画する臨床教育等を行っている。

また、法学研究科では、平成15年度に文部科学省21世紀COEプログラムに採択された「市場化社会の法動態学」(CDAMS)の研究成果を「法動態学特殊講義」として教育に反映している。これは、研究者コースの「高度な専門性」や専修コース、社会人コース、高度職業人コースの「総合的な問題解決能力」の養成に対応し、当該大学の掲げる国際的な領域における人材育成にも応えるものとなっている。そのほか、文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成14年度に「蛋白質のシグナル伝達機能」が、平成15年度に「糖尿病をモデルとしたシグナル伝達病拠点」、「惑星系の起源と進化」、「安全と共生のための都市空間デザイン戦略」、「新しい日本型経済パラダイムの研究教育拠点」及び「先端ビジネスシステムの研究開発教育拠点」が採択されており、これらの研究成果を大学院教育に活かしている。さらに、平成19年度に文部科学省グローバルCOEプログラムに、「統合的膜生物学の国際教育研究拠点」が採択されたことに伴い、医学研究科、理学研究科、農学研究科、工学研究科の部局・専攻横断型の「膜生物学リサーチリーダー育成コース」を開設し、膜生物学の分野で創造性と国際活動能力を有する若手研究者の育成を目指しているほか、文部科学省グローバルCOEプログラムにおいて、平成20年度に「次世代シグナル伝達医学の教育研究国際拠点」及び「惑星科学国際教育研究拠点の構築」が採択されている。

自然科学系の理学研究科、工学研究科、農学研究科、海事科学研究科では、自然科学系横断授業科目として「先端融合科学特論Ⅰ、Ⅱ」を開講し、選択必修として学生に広い視野を身に付けさせることを図っている。同講義は、自然科学系先端融合研究環の重点研究チームに所属する教員が担当している。また、学際性の観点から魅力的なテーマを選定し教育プログラム化した「自然科学系プログラム教育コース」を設定し、受講を奨励している。

工学研究科では、産業構造の急速な変化や学際性の高い学問分野に対するニーズ等に即応できる教育の実現のため、全専攻の学生が受講できる専攻横断的なサブコースである学際工学特論(マルチメジャーコース:バイオテクノロジーコース、シミュレーション工学コース、流体・輸送現象コース、ナノ材料工学コース、経営概論コース、安全と共生の都市学コースの6コース)を開設している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科では、教育目的に沿って編成した教育課程の趣旨に合致する科目を配置している。

一例を挙げると、経営学研究科では、経営学・会計学・商学分野の各分野において科学的方法による着実な応用力、独創的な研究力を育成するために、主要研究分野の体系を教える第1群特論、主要研究手法を教える第2群方法論研究、各分野の先端的な研究展開を教える第3群特殊研究からなる、体系的なコアカリキュラムを提供しており、基礎から先端的の研究までを段階的かつ体系的に教授する内容となっている。

農学研究科の博士前期課程では、農学の幅広い素養と学際性、国際性及びプレゼンテーション能力を身に付けることを目標としており、「プレゼンテーション演習」を通じて研究成果をまとめて発表する能力、研究科内横断型の授業科目「食料・環境・健康生命」を通じて農学の幅広い素養と学際性、さらに自然科学系4研究科共通の「先端融合科学特論Ⅰ」を通じて学際的視点を身に付けさせるよう配慮している。

工学研究科の博士前期課程では、専門科目や共通授業科目及び特定研究をベースとした一般の教育課程に加えて、医工連携コース（医工連携中核人材育成）、派遣型産学連携教育プログラム、ITスペシャリスト育成推進プログラムを提供するとともに、学際的な知識を習得するための科目として共通授業科目に、学際工学特論（マルチメジャーコース）を準備するなどの取組を行っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各研究科においては、それぞれの授業担当者が研究活動を通じて、教育目的の実現に必要な知見の水準を確保するだけでなく、先端的な研究成果を授業の特性に応じて取り入れている。

法学研究科では、文部科学省21世紀COEプログラムである「市場化社会の法動態学」（CDAMS）の事例のほか、近年新しく台頭している政治学の方法論である分析的叙述は、政治学・行政学の領域で成果を上げてきている。

経済学研究科では、研究科教員がカバーしない専門分野などについて学生のアンケートに基づき、毎年2人ずつ他大学から非常勤講師を招き、夏季集中講義を開講しており、昭和52年から延べ60件となっている。また、最新の研究成果に触れる場として、学会の最新動向を解説するミニ講義を実施している。

理学研究科ではこれまでに蓄積されてきた理学各分野の知識をより確実に習得させるとともに、急速に進展する理学各分野の研究の進展状況を学生に教授することを重視している。また、担当教員で不足すると思われる部分については、他大学等の教員による特別講義や学術講演会を設けている。平成19年度については、複数のセミナーを開講するとともに、理学研究科前期課程において34の特別講義を開講している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院教育の教育課程には、博士前期・後期課程を通して複数の科目を準備し、体系的に履修できるコースワークを充実させている。各指導教員は、履修科目の選択について指導・承認することを履修要項等に定めており、学生が身に付けるべき知識や予習・復習を含めた時間配分を設定している。また、学生は所属研究室あるいは大学院生室に専用の学習スペースを確保しており、いつでも利用することが可能となっている。

講義時間外の自主学習をサポートするための学習相談についても、主たる指導教員や複数指導体制における担当教員及び電子メール等での相談受付、オフィスアワーなど定期的な相談受付機会の設定等により行われている。

そのほか、附属図書館に関しては、利用案内のリーフレット等の作成、学習環境の改善、学習用図書の計画的拡充、平日夜間と休日の開館時間を延長等、環境の向上に努めている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

社会人学生の履修を容易にするため、11の研究科において大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用して、平日の17時以降の夜間や土曜日・日曜日に授業を開講するなどの措置をとっており、その課程に在籍する学生に配慮した時間割の設定がなされている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

授業形態については、各研究科の教育目的や分野の特性を踏まえた上で、講義、演習、実験あるいは実習、学位論文の研究指導等の組合せ・バランスに配慮して配置している。講義及び演習は少人数による対話・討論型が主となっており、研究科によっては、フィールドワークやテレビ電話等を活用した遠隔型授業を組み込むなど、多様な授業形態を採用している。また、次の文部科学省の各種大学教育改革プログラムに採択され、それぞれ取組を行っている。

- 平成18年度の文部科学省教員養成GPに「地域文化を担う地歴科高校教員の養成－我が国の人文科学分野の振興に資する国立大学と公立高校の連携プロジェクト」が採択された文学研究科（現：人文学研究科）では、同プログラムの採択を契機に、地歴科高等学校教員を目指す大学院生をリーダーとして学生がチームを組み、大学教員と高等学校教員の指導の下、県立高等学校で地域文化を題材とする日本史、地理の授業を行ったり、高等学校教員による授業を補佐しながら教材活用の方法を学ぶ取組を行うなどしている。
- 平成19年度の文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に、「医療用デバイス開発コーディネート人材育成プログラム（共同プロジェクト）」が採択され、先端医療と医療デバイス関連の法律の講義と実務演習を行っている。
- 平成19年度の文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」に、「先進的CRESPによる臨床研究教育の改革－神戸ローカル医療クラスターにおけるクリニカル・リサーチ・エキスパート特修プログラム（CRESP）の開発－」が採択され、学内外の専門家によるオムニバス形式の講義、医学科学生海外派遣事業及び資格や職種に応じた専門性の高い短期集中セミナー等を行っている。
- 平成19年度の文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に「6大学連携オンコロジーチーム養成プラン－近畿圏のがん医療水準の向上と均てん化を目指した国公立大連携プロジェクト（共同プロジェクト）」が採択され、共通特論を含む共通の教育プログラム（単位互換）を行っている。
- 人間発達環境学研究科では、地域・市民・NPO・行政・企業など、立場の異なるステイクホルダーと連携・協働して、「人間の発達」と「市民社会の形成」を有機的に結合させた新研究領域「ヒューマンコミュニティ創成研究」に着手しており、この取組は、「正課外活動の充実による大学院教育の実質化」として、平成19年度に文部科学省大学院GPに採択されている。

農学研究科では、文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）」の採択を契機として、「熱帯農学海外演習」を設け、海外の学術交流協定校の協力を得て熱帯の動植物資源に関する実地演習を行うとともに、「アジア農業環境海外演習」を設け、海外の大学や研究所の協力の下にフィールド

型の授業を行って、アジア農業戦略の立案と推進に貢献できる人材を育成できるよう工夫している。

工学研究科では医工連携コース（医工連携中核人材育成）を設置し、医・工学関連のものづくり技術について最先端教育を行っている。同コースは、主に実務経験を有する技術者、研究者、技術管理者などを対象として、自らの経験に基づく明確な目的意識の下に、より高度な専門知識を習得させ、新分野を開拓させることにより実務における高度な課題設定・問題解決能力を涵養させることを目的としている。また、インターンシップを発展させた派遣型産学連携教育（COOP教育）を実施している。

海事科学研究科では、国際海事社会が抱える様々な問題に対して、自ら見聞きしてその解決策を模索できる能力を養成するため、現場観測やアンケート調査が有効と考えられる海洋観測、物流、船舶による環境汚染などに関わる授業科目において、教室での講義に加えて様々な形態のフィールドワークを導入している。

国際協力研究科では、海外実習・インターンを授業科目の1つとして単位認定し、学生の渡航費用の一部を補助している。また、授業科目「Special Lecture on Development Management」の中で世界銀行との遠隔講義を平成17年度前期、平成18年度前期及び平成19年度前期に開講している。

そのほか、文部科学省大学院GPにおいて、平成20年度に「古典力と対話力を核とする人文学教育」及び「アジアにおける双方向型保健学教育の実践」が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科では、シラバスを作成し、授業名、教員名、開講曜日、時限等の情報をはじめ、当該授業科目の関連科目情報、前後の履修要件など、体系的な履修を促すため、必要な情報を盛り込んでいる。また、全学的なシラバスの標準化を進めるため、平成20年度から、既存の教務情報システムを利用した統一様式によるシラバスの電子化を開始している。

平成19年度後期全学共通授業評価アンケートでは、シラバスの適切性を問う設問に対して、肯定的回答が74.7%、否定的な回答が9.0%という結果となっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

研究指導は担当指導教員が主となって行っており、大学院生の研究テーマによっては、同一研究科あるいは他研究科の研究指導教員の協力を得るなどして、多面的観点からのチーム指導も行われている。さらに、いくつかの研究科では、多様な分野の教員からの指導や助言を確保するため、研究会やセミナー等の機会が活用されている。

一例を挙げると、国際文化科学研究科の博士後期課程の2つのプログラム（コースワーク型教育プログラ

ム、プロジェクト型教育プログラム)では、指導教員集団(コースごと、プロジェクトごと)による共同演習を開催するだけでなく、学生指導に関する教員会議が指導教員への助言を行っている。プロジェクト型教育プログラムでは、共同研究プロジェクトに学生を企画段階から参画させることで、研究プロジェクトを企画・運営するための能力を涵養している。現行のプロジェクト型教育では、学生3~4人に対し、教員6~8人が集団指導体制を組んでおり、指導教員1人とアドバイザー2人が中核となって各学生の状況に応じた指導を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

研究テーマの決定に際しては、担当指導教員が、学生の研究計画を尊重した上で、自身の研究分野との関連性等を踏まえながら、指導を行っている。また、必要に応じて、他の分野の研究指導教員や研究指導補助教員の協力を得たり、複数の教員によるチーム型指導を実施するなどしている。

TA・RAについては、学部教育におけるきめ細かい指導の実現や、大学院生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供等を目的として活用している。教育的機能の訓練の一例を挙げると、人間発達環境学研究科の博士後期課程では、全専攻に共通する選択科目として「教育能力養成演習」を設置し、大学教員としての教育能力を養成するために、指導教員の指導監督の下に学部授業の講義科目について「目標、シラバス、内容、評価を設計」し、2回程度の模擬講義を体験する等の試みを行っている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

各研究科において、論文指導は、担当指導教員が主となって行い、大学院生の研究テーマによっては、同一研究科あるいは他研究科の研究指導教員の協力を得るなどして、多角的観点からのチーム指導も行われている。

さらに、いくつかの研究科では、多様な分野の教員からの指導や助言を確保するため、研究会やセミナー等の機会が活用されている。一例を挙げると、国際文化学研究科の場合は、博士後期課程1年次では博士基礎論文(プロジェクト・プロポーザル)提出、コロキウムⅠでの報告・審査、2年次では博士予備論文(プロジェクト報告書)提出、コロキウムⅡでの報告・審査、3年次では予備審査用博士論文の提出、コロキウムⅢでの報告・審査というように段階を踏ませているほか、1年次及び2年次で学術論文の投稿を義務付けるなど、進級要件を定めている。コースワーク型教育プログラムではコース所属教員5~6人による集団指導体制、プロジェクト型教育プログラムではプロジェクト参加教員6~8人による集団指導体制をとることによって論文執筆のプロセス管理を行っている。また、毎年度末に開催されるコロキウムにおいて、専攻の教員全体がコースやプロジェクトの博士論文指導プロセスを確認するなど、指導教員集団の指導に対する客観的評価を行っている。加えて、コロキウムにおける評価を指導教員と学生にフィードバックし、論文を修正させる再提出制度を設けることによって、指導教員と教員集団に対して学生への適切な指導を促している。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、全学の共通細則において評価区分を定めた上で、その評価基準を各研究科が規則等において定めている。

修了認定基準については、教学規則に基づいて、各研究科規則等において定めている。

これらの基準を各研究科で作成する学生便覧に明記するとともに、入学時のオリエンテーションでの配布、講義等での説明を通じて、学生への周知を行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準を踏まえた個々の成績評価、単位認定は、原則として授業担当教員が行うこととしている。

成績評価や修了認定は、組織的に策定し学生に周知している成績評価基準や修了認定基準において定める要件や手続きに沿って行っている。修了認定は最終的に研究科教授会で審議決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文に係る審査体制については、学位規程に審査体制や手続きを定めており、研究科教授会又は委員会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選出し、学位論文又は研究成果の審査を行っている。医学研究科においては、指導教員は審査委員になれないことが決められている。また、経済学研究科においては、公開セミナーにおいて中間報告を行い、事前審査を行っている。さらに、各研究科では、学生便覧に学位審査要項等を掲載し、学生に配布・周知している。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するため、学生からの申立てがあり次第、大学院教務委員会等が対応に当たるか、あるいは授業担当教員が学生の申立てに基づき成績を確認し、その結果を学生に伝えるとともに、大学院教務担当窓口へ通知するなどの措置が講じられている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

当該大学では、法科大学院である法学研究科実務法律専攻と経営系専門職大学院である経営学研究科現代経営学専攻の2つの専門職大学院を設置している。両専門職大学院では、「教育憲章」や学問分野・職業分野の特徴等を踏まえた教育目的に基づき、法学研究科実務法律専攻では、法曹としての十分な「基礎体力」を身に付けることができるよう、法律基本科目分野において必修科目として充実した授業科目群を配置し、1年次から3年次まで、基礎的なものから応用的なものへと段階的・発展的な学修を可能とする教育課程を、現代経営学専攻では、「プロジェクト方式」として、ケースプロジェクト研究、テーマプロジェクト研究、現代経営学演習という一連のプログラムの実施と並行して、経営学の職能ごとの基礎と方法論の習得を目的として各専門講義が開講される教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-8-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

両専門職大学院では、学問分野・職業分野の特徴等を踏まえ、教育課程の編成の趣旨に沿った授業科目を配置している。

法科大学院では、司法試験の在り方とも関連し、法科大学院教育・司法試験・司法修習の有機的な連携という新たな法曹養成制度の根幹をなすことから、これまでの法学専門教育における大講義形式の一方的な授業が内包する受動的学修の弊害を避け、学生が創造的・批判的に学ぶことを可能とするため、十分な予習・復習を前提として、1年次から少人数による双方向的・多方向的な教育手法を用いた授業を行っている。また、理論と実務を架橋するという法科大学院の理念に対応するべく、法律基本科目や展開・先端科目においても、常に理論と実務の連携を意識した授業が行われているほか、とりわけ実務家として必要とされる基礎的な素養と技術を習得するのに必要な法律実務基礎科目を配置している。

経営系専門職大学院では、プロジェクト方式を中心とするカリキュラムを設定している。ここでは、アクション・実践と学修が同時進行することという意味で、B J T (By the Job Training) と称する手法を取り、各自が日常の業務において直面している現実の経営問題を持ち寄り、よく似た問題に直面している人々と共同して問題をより深く分析し、教員からの助言や指導を基に、解決策を探るといった内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

法科大学院は、先端的な研究に裏打ちされた実務法曹の養成を目的としていることから、最新の法学研究(理論的のみならず裁判例・立法の動向分析を含む)を踏まえた教育を行っている。一例を挙げると、「対話型演習商法Ⅱ」では、既存株主の利益保護の方法について活発に議論されている現状を踏まえ、最近の裁判例や立法例を多数用いつつ、様々な利益保護の方法の長所と短所などについて講義が行われている。

経営系専門職大学院は、プロジェクト方式を用いており、大学院が経営教育に果たす役割である「研究に基礎をおく教育 (Research-based Education)」という概念の上に成り立っていることから、プロジェクト研究や専門科目を通じて、理論的に問題を解決する能力を養う教育を行っている。プロジェクト研究と専門科目の授業では、論文、専門ビジネス誌、著書として発表した各教員の研究成果を利用している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-8-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

法科大学院では、学生の自主学修の時間に配慮し、履修科目が特定の曜日に集中しないように、授業時間割を月曜日から金曜日まで均等に配置している。また、同一科目を週に複数回開講する場合も、予習・復習を考慮して、間隔を空けて開講している。さらに、双方向・多方向的な討論を中心とする対話型の授業を推進するために学生の事前準備を要求するとともに、確実な復習のための学修時間を確保させるため、履修科目登録の単位数を、1年次及び2年次においては36単位を上限としており、原級留置の場合も同様としている。また、3年次は、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、履修科目

登録の単位数として44単位を上限としている。

経営系専門職大学院では、1年次に履修する講義科目及び1・2年次に履修するプロジェクト実習、応用研究科目、演習の時間割構成は、特定の時期に履修負担が多くならないように配置されている。また、履修科目登録の単位数として30単位を上限とすることで、特定年度に過度に履修登録がされないよう配慮している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-8-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

経営系専門職大学院では、MBA（Master of Business Administration）プログラムが発足した当初、平日夜間に六甲台キャンパスで講義を行っていたが、平成20年度現在では、ほぼすべてを土曜日の昼間に移行させ、社会人学生の履修の利便性を図っており、週末は六甲台キャンパス、平日夜間は大阪市淀屋橋に位置する大阪経営教育センターにおいて実施されている。さらに、現在は毎週土曜日の8時30分～17時15分まで事務室を開ける措置をとっており、手続き面での利便性にも配慮している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法科大学院における教育課程では、法曹界からの期待にこたえるため、双方向的・多方向的な授業を行い、将来法曹となるために必要な理論的・実践的教育を体系的に実施している。また、従前の司法試験制度において指摘されていた1回の選抜による試験偏重の弊害にかんがみ、法科大学院教育と新司法試験及び司法修習等との連携によるプロセス重視への転換が図られていることから、成績評価や進級判定、修了認定についても、基準を定めた上で実施している。

経営系専門職大学院では、主に初年度に講義を履修することによる単位修得とともに、1、2年次を通じてプロジェクト実習、プロジェクト研究、現代経営学演習を行うという、「プロジェクト方式」を通じて専門職学位論文を完成させ、プログラムを修了することができるようになっている。講義において、広範な経営学の分野を体系的にカバーする講義科目を提供するとともに、「プロジェクト方式」では、企業に籍を置く各人が仕事において直面している現実の経営問題を持ち寄り、よく似た問題に直面している人々と共同して問題をより深く分析し、教員からの助言や指導を基に、グループによる問題解決策を探りながら理論と現実の接合を目指す教育方法をとるなどしている。当該専門職大学院の教育課程及び教育内容については、平成18年に日経キャリアマガジンが行った、国内MBA取得者を対象としたアンケート調査において、社会人受入態勢、プロジェクト方式、教授陣が高く評価され、国内ビジネススクールの3位にランク付けされている。

また、当該大学の専門職学位課程は、次の文部科学省の各種大学教育改革プログラムに採択され、それぞれ取組を行っている。

文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、平成16年度に2件が採択され、それぞれ取組を行っている。

- ・ 「教育高度化推進プログラム 実務基礎教育の在り方に関する調査研究（共同プロジェクト）」では、法曹実務家（法曹三者）と共同での教材の開発等を行っている。
- ・ 「教育高度化推進プログラム プロジェクト方式によるMBA教育の高度化」では、プロジェクト方

式に適合した各種教材・資料の蓄積等を行っている。

文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」において、平成 18 年度に「大学と企業における経営教育の相乗的高度化－B-Cスクール連携の仕組みづくりと高度専門職教材の開発－」が採択され、MBAプログラム卒業生が学生の研究論文作成に経験に基づく実践的なアドバイスを行う仕組みの構築等の取組を行っている。

文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」において、平成 19 年度に 2 件が採択され、それぞれ取組を行っている。

- ・ 「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究（共同プロジェクト）」では、実務基礎科目のコア・カリキュラムやモデルシラバスの策定等を行っている。
- ・ 「総合法律教育に関する手法と教材の開発－法領域横断的な複合問題に対応できる法曹の養成－」では、総合法律教育に関する手法と教材の開発等を行っている。

そのほか、文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、平成 20 年度に「産学連携によるMBAプログラムの高度化」及び「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究（共同プロジェクト）」が採択されている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

法科大学院においては、全体として少人数による双方向・多方向的な教育を実現しており、科目の目的・性質に応じて、受講人数の制限を設ける、基礎的知識の習得に重点を置く、法的文書を作成させるなど多様な授業手法を用いるよう工夫している。また、ビジネス・ローをはじめとする先端的な法律分野についての少人数ゼミの開講に加え、職業法曹の活動の実態に触れさせることを目的として、2年次前期に2週間程度の期間、弁護士事務所等において学生に職業法曹の活動の実態に触れさせることを中心とし、その前後に、守秘義務等の確認を含めた準備のための授業、及び総括のための授業を行うというエクスターナシップも実施している。

経営系専門職大学院においては、1年次前期の「ケースプロジェクト研究」で5～6人のグループ単位のフィールド調査研究を実施し、1年次後期の「テーマプロジェクト研究」で、それぞれ担当教員とTAが10数人のグループ単位の研究指導を行っている。さらに、2年次前期の「現代経営学演習」では、担当教員と学生が1対1で専門職大学院学位論文の作成指導を行っている。また、講義においては、経営理論の解説、双方向のケース討議、グループによるレポートと発表、ゲストスピーカーを取り混ぜるほか、海外提携校である英国のクランフィールド大学への交換研修制度、海外の大学教員による講義等により、学生の知的刺激と学習意欲を向上させ、教育効果の増大を図っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

法科大学院においては、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法について講義要綱に記載しているほか、ウェブサイトにも公開するなどして、学生への周知を図って

いる。講義要綱には、授業名、担当教員名、授業内容の概略、授業の目的、科目の位置付け、必要な予備知識・準備、教科書・参考書、成績評価方法等が記載されている。また、多くの科目において、講義要綱とは別に、「詳細シラバス」が作成されており、各回の授業内容、学生の予習・復習のポイントが示されている。

経営系専門職大学院においては、授業テーマと目標、授業計画、成績評価基準などの要点を記載した1ページのシラバスと、詳細な授業計画と学生の授業時間ごとの準備事項等を含む詳細シラバスをそれぞれ作成している。また、各講義、演習、実習の内容については、別途、作成しており、講義要綱に記載している。これらの資料は、入学時に配布され、履修計画に関する説明を行うと同時に、ウェブサイトにも掲載し、周知を図っている。

シラバスの活用に関しては、授業評価アンケートの結果から、シラバスが活用されていることを間接的に把握している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

両専門職大学院は、成績評価基準や修了認定基準を教学規則や研究科規則等に明記するとともに、学生便覧や学生の手引き等の冊子の配布、ウェブサイトへの掲載、入学時のガイダンスにおける説明等を通じて、学生への周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-11-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

法科大学院では、成績評価・単位認定方法をシラバスに記載し公表している。各授業科目において、期末試験が成績評価に占める割合はおおむね50～80%の間であり、60%とする授業科目が最も多くなっている。成績評価に当たっては、学籍番号・氏名欄が見えないように綴じた答案冊子の配布による採点時の匿名性の確保、成績評価に不服のある学生の申立て制度、成績評価の基準及び成績分布に関するデータの公表、試験やレポート作成などにおける不正行為への対応として、不正行為が認められた学生については当該学期に履修登録した科目の成績をすべて「不可」または「否」（不合格）とするなどしている。

成績評価基準や不正行為に関する各種規則は、研究科ウェブサイト（学内限定）において公開し、常時、学生の閲覧を可能にしている。修了要件は、研究科規則等に定められ、その認定は成績評価の蓄積などを通して行われている。

経営系専門職大学院では、成績評価及び単位認定をシラバスに掲載し公表しており、評価、認定はそれらに従って行っている。個々の授業科目の成績評価は、担当教員が成績評価に関して用いた配点基準と各学生に対する評点を集計した成績評価表を作成するとともに、事務部において取りまとめた上で、学生に通

知っている。また、プロジェクト研究については、各担当教員が成績評価理由書を作成し、事務部において取りまとめている。

修了認定のための必須要件である現代経営学演習の可否の評価は専門職学位論文に基づいて行われており、論文審査は公開で行われ、すべての論文提出者が3人以上の教員の前で論文の内容を報告し、論文の内容と報告に基づいて可否の判定が行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

法科大学院では、学籍番号・氏名欄が見えないように綴じた答案冊子の配布による採点時の匿名性の確保、成績評価に不服のある学生の申立て制度、成績評価の基準及び成績分布に関するデータの公表、試験やレポート作成などにおける不正行為への厳格な対応等の措置により、成績評価の正確さを担保している。

経営系専門職大学院では、個々の授業科目の成績評価について、個別の教員が成績評価に関して用いた配点基準及び各学生に対する評点を集計した成績評価表を作成するとともに、事務部において取りまとめた上で学生に通知している。また、プロジェクト研究については、各担当教員が成績評価理由書を作成し、事務部において取りまとめている。

成績について疑義のある学生の窓口は教務係に一元化されており、学生は教務係を通じて担当教員に成績評価の再確認を要請し、担当教員は成績評価を再度確認し、評価の理由を説明することとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 経営系専門職大学院では Research-based Education のコンセプトの上に乗って B J T (By the Job Training) などの実践的問題解決型の手法を導入している。
- 文部科学省特色 G P において、平成 19 年度に「協働の知を創造する体系的 I P W 教育の展開—多職種の医療人による協働を基盤にしたカリキュラムの開発—」が採択され、現代の医療問題に対応できるチーム医療を念頭に置いた、新たな I P W (多職種医療人協働) のカリキュラム開発を行っている。
- 文部科学省現代 G P において、平成 16 年度に「地域歴史遺産の活用を図る地域リーダーの養成」の1件、平成 17 年度に「震災教育システムの開発と普及—阪神淡路大震災の経験を活かして—」及び「P E P コース導入による先進的英語教育改革：総合大学におけるプロフェッショナル・イングリッシュ・プレゼンテーション能力育成プログラムの開発」の2件、平成 19 年度に「アートマネジメント教育による都市文化再生—阪神地域の文化・芸術復興を目指す教育カリキュラムの開発—」及び「アクション・リサーチ型 E S D の開発と推進—学部連携によるフィールドを共有した環境教育の創出—」の2件が採択され、学士課程の教育に効果を上げている。
- 文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」において、平成 17 年度に「総合病床でのクリニシャンエデュケーター養成」が採択され、総合病床（教育病床）の設置により、初期研修として幅広い内科系疾患の診療の場を提供している。
- 文部科学省教員養成 G P において、平成 18 年度に「地域文化を担う地歴科高校教員の養成—我が国の人文科学分野の振興に資する国立大学と公立高校の連携プロジェクト—」が採択され、高等学校

教員による授業を補佐しながら教材活用の方法を学ぶ取組等を行っている。

- 文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」において、平成17年度に「国際水準に挑む次世代政治学研究者養成計画」、「教育組織と手法のRe-bundling（共同研究を軸とする経済学の先端教育）」、「経営学研究者養成の先端的教育システム」、「国際交流と地域連携を結合した人文学教育」、「国際政策学研究者養成に向けた大学院教育」及び「生命医科学リサーチリーダー育成プログラム」の6件が採択され、大学院課程の教育改革に積極的に取り組んでいる。
- 文部科学省大学院GPにおいて、平成19年度に「文化情報リテラシーを駆使する専門家の養成」、「正課外活動の充実による大学院教育の実質化」、「経営学研究者の先端的養成プログラム」、「大学連合による計算科学の最先端人材育成」及び「拠点融合型プロフェッショナル臨床医教育」の5件が採択され、大学院課程の教育改革に積極的に取り組んでいる。また、平成20年度に「古典力と対話力を核とする人文学教育」及び「アジアにおける双方向型保健学教育の実践」の2件が採択されている。
- 文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」において、平成19年度に「医療用デバイス開発コーディネート人材育成プログラム（共同プロジェクト）」が採択され、先端医療と医療デバイス関連の法律の講義と実務演習を行っている。
- 文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」において、平成19年度に「6大学連携オンコロジーチーム養成プランー近畿圏のがん医療水準の向上と均てん化を目指した国公私立大連携プロジェクトー（共同プロジェクト）」が採択され、共通特論を含む共通の教育プログラム（単位互換）を実施している。
- 文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」において、平成19年度に「先進的CRESPによる臨床研究教育の改革ー神戸ローカル医療クラスターにおけるクリニカル・リサーチ・エキスパート特修プログラム（CRESP）の開発ー」が採択され、学内外の専門家によるオムニバス形式の講義、医学科学生海外派遣事業及び資格や職種に応じた専門性の高い短期集中セミナー等を行っている。
- 文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、平成16年度に「教育高度化推進プログラム 実務基礎教育の在り方に関する調査研究（共同プロジェクト）」及び「教育高度化推進プログラム プロジェクト方式によるMBA教育の高度化」の2件が採択され、専門職学位課程の教育改革に積極的に取り組んでいる。
- 文部科学省「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」において、平成18年度に「大学と企業における経営教育の相乗の高度化ーB-Cスクール連携の仕組みづくりと高度専門職教材の開発ー」が採択され、MBA卒業生が学生の研究論文作成に経験に基づく実践的なアドバイスを行う仕組みの構築等の取組を行っている。
- 文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」において、平成19年度に「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究（共同プロジェクト）」及び「総合法律教育に関する手法と教材の開発ー法領域横断的な複合問題に対応できる法曹の養成ー」の2件が採択され、専門職学位課程の教育改革に積極的に取り組んでいる。
- 文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成14年度に「蛋白質のシグナル伝達機能」の1件、平成15年度に「市場化社会の法動態学」（CDAMS）、「糖尿病をモデルとしたシグナル伝達病拠点」、「惑星系の起源と進化」、「安全と共生のための都市空間デザイン戦略」、「新しい日本型経済パラダイムの研究教育拠点」及び「先端ビジネスシステムの研究開発教育拠点」の6件が採択されており、これらの研究成果を大学院課程の教育に活かしている。

神戸大学

- 文部科学省グローバルCOEプログラムにおいて、平成 19 年度に「統合的膜生物学の国際教育研究拠点」が採択されたことに伴い、医学研究科、理学研究科、農学研究科、工学研究科の部局・専攻横断型の「膜生物学リサーチリーダー育成コース」を開設し、膜生物学の分野で創造性と国際活動能力を有する若手研究者の育成を目指している。また、平成 20 年度に「次世代シグナル伝達医学の教育研究国際拠点」及び「惑星科学国際教育研究拠点の構築」が採択されている。
- 文部科学省学生支援GPにおいて、平成 20 年度に「地域に根ざし人に学ぶ共生的人間力」が採択されている。
- 文部科学省教育GPにおいて、平成 20 年度に「21 世紀型市民としての法学士育成計画」及び「食農コープ教育による実践型人材の育成」が採択されている。
- 文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、平成 20 年度に「産学連携によるMBAプログラムの高度化」及び「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究（共同プロジェクト）」の 2 件が採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

「神戸大学の使命」の下に基本理念や、養成しようとする人材像を含めた達成しようとする基本的な成果等を明示している。

教育の達成状況の検証・評価については、教務委員会が、経営評価室の協力を得ながら、全学で項目が共通の授業評価アンケート、卒業・修了時の学生へのアンケート、就職先機関へのアンケートを実施しており、その結果については、教務委員会、経営評価室及び各部局において分析・検証を行っている。平成18年度後期から質問項目を統一しウェブシステムによるアンケートを実施したことにより、全学部・研究科の授業を同一の基準で検証できるようになっている。

学期ごとに実施している授業評価アンケートは、教育課程に配置した個々の授業科目の教育効果を把握し、目的を達成するための教育が順調に実現されているか、また、更なる改善点はないかについて確認することを目的としている。当該アンケートは学生の自由記述に対して教員がウェブサイト上で回答できるシステムとなっており、学生の評価を教員がすぐに確認できるだけでなく、教員の意図や改善の約束等が学生に伝えられるなど、双方向的なアンケートである点が特色である。卒業・修了時の学生へのアンケートでは、教育憲章の教育目的や教養教育の目的として掲げている「幅広い教養」、「高い倫理感」、「課題解決能力」等の養成しようとする能力が、学部若しくは大学院の課程を通じて身に付いた程度や、その能力の習得場面、全体的な満足度等について質問を行っている。また、当該アンケートと対をなす形で就職先機関へのアンケートを実施しており、就職先機関が採用するに当たり、どのような能力を重視するのか等について質問している。調査の実施に当たっては、両アンケートの設問項目を関連付け、学生が身に付けた能力が社会のニーズに合致したものとなっているかを検証できる枠組としている。

そのほか、各学部・研究科においても、独自の自己評価活動やFD活動等を通じて達成状況の検証を行っている。

これらのことから、教育目標等の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生が身に付ける学力や資質・能力の現況を示すデータとして、大学全体の留年率、休学率、学位授与状況を見ると、大学全体の平成17年度～平成19年度の3年間の平均で、留年率は、学士課程8.9%、博

士前期（修士）課程 6.9%、専門職学位課程 1.4%、博士後期課程 26.4%、休学率は、学士課程 3.5%、博士前期（修士）課程 4.5%、専門職学位課程 1.9%、博士後期課程 14.0%、学位授与状況は学士課程 2,823人、博士前期（修士）課程 1,196人、専門職学位課程 149人、博士後期課程 320人、論文博士 59人となっている。

また、平成 17 年度～19 年度の 3 年間の平均で見ると、小中高の教育職員免許状の取得者は大学全体で 394 人、医師国家試験合格者は 100 人となっている。新司法試験合格者数は平成 18 年度は 40 人（全国 7 位）、平成 19 年度は 46 人（全国 12 位）である。また、多数の学生が国際学会や全国規模の学会等で研究成果を発表し、優秀論文賞等を受賞している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 19 年度後期の授業評価アンケートの結果のうち、「授業をよく理解できたか」という設問に対しては「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」の割合が、学士課程で 60.1%、大学院課程で 77.1%となっている。また、「総合的な満足度」に対しては、「有益であった」又は「どちらかといえば有益であった」の割合が、学士課程で 70.6%、大学院課程で 83.5%となっている。

平成 19 年度の卒業・修了時の学生へのアンケート結果では、「英語等の外国語能力」、「高い倫理観」については、学士課程・大学院課程の双方において改善の余地が見られるが、学士課程では「幅広い教養」、「深い専門知識・技能」、「総合的なものの見方」、「課題を設定して解決していく能力」、「コミュニケーション能力」、大学院課程においては、「深い学識」、「高度の専門知識」、「総合的なものの見方」、「課題を設定し解決していく能力」、「プレゼンテーション能力」、「情報処理能力」について、「大いに身についた」又は「どちらかといえば身についた」という肯定的な回答が 70%台後半から 80%台後半と良好な結果が得られている。また、全体として、神戸大学を卒業又は修了することに満足しているかとの設問については、学士課程・大学院課程双方とも、約 90%が肯定的な回答となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 16 年度～平成 18 年度の学部卒業生の大学院進学率は 30%前後、博士前期（修士）課程修了生の博士後期課程への進学率は 15%前後を推移している。理学部、工学部、農学部、海事学部では、博士前期課程への進学率が 50%以上となっている。

学士課程及び博士前期（修士）課程の就職率（就職者／就職希望者）は、90%台の水準を推移している。また、就職先の業種は各課程とも多岐にわたっており、一例を挙げると文学部では、公務員・教員・メディア関係等、経済学部では、金融関係・製造業・公務員等、経営学部では、監査法人・コンサルタント会社等、医学部では、研修医や医療関係、工学部では、技術職等となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 19 年度に実施した就職先機関へのアンケートの結果では、「物事に進んで取り組む力」、「他人と協

調して物事に取り組む力」、「課題を設定し解決する力」、「コミュニケーション能力」を採用に当たって最も重視する能力と考える就職先機関が多く、卒業・修了生については、これらの能力のすべてにおいて、「身に付いている」等の肯定的な回答が80%以上であり、高い評価を得ている。また、卒業・修了時の学生へのアンケート結果を見ると、上記の能力のうち、「課題を設定し解決する力」については学士課程78.8%、大学院課程88.9%、「コミュニケーション能力」については学部77.4%、大学院71.3%の学生が、「(これら能力が) 大いに身についた」等の肯定的な回答をしている。

就職先機関へのアンケートにおける、卒業生・修了生に対する満足度に関する設問については、学士課程で98.8%、大学院課程で95.4%が肯定的な回答となっていることから、就職先機関のニーズに沿った教育成果が上がっていると判断できる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学部・研究科において、新入生を対象とした履修ガイダンスを実施している。2年次以降も、それぞれの教育課程の特性に応じて、必要な時期に履修指導等を実施している。

また、教育職員免許状の取得を希望する学生に対しては、別途全学的なガイダンスを実施しており、『神戸大学【教職課程ハンドブック】－教育職員免許状取得ガイドー』を用いて、教職課程の履修に関する説明を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

オフィスアワーや電子メールを活用した学習相談等の対応が、全学部・研究科において実施されており、学生には、授業要覧、シラバス、ウェブサイトへの掲載、初回授業での情報提供等により周知している。そのほか、履修アドバイザー等の設置、担任制の採用、TAの活用などの取組が行われている。

大学院課程においては、研究指導教員が学習相談、助言を行っている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズは、教務委員会が主体となって全学的に実施している授業評価アンケート及び卒業・修了時の学生へのアンケート、学生生活実態調査専門委員会が主体となって3年に1回程度の周期で実施している学生生活実態調査などの取組を通じて把握している。

また、各研究科においても、ニーズを把握するための取組として、指導教員による相談や学生との懇談等を行っている。

把握したニーズを改善に活かした事例としては、視聴覚機器の整備、専任教員がカバーできない分野の集中講義開講、AED講習の開催、学生FB（Feed Back）委員会の設置などがある。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生への学習支援に関して、留学生センターでは、留学生のための日本語・日本事情教育、修学上の諸問題について、各部局との連携の下に専任教員が個別指導を行い、問題の解決に当たっている。また、各部局においても、文学部・人文学研究科では、留学生が学位論文を作成する際の日本人学生によるサポート体制の整備、法学部・法学研究科、経済学部・経済学研究科では、留学生向け入門科目の開講やオフィスアワー制度の導入、医学系研究科では、学生による修学相談の実施や指導教授を相談窓口と明確に定めた上での問題解決など、留学生に対する助言・指導等を実施している。

社会人学生の学習支援については、11の研究科において、社会人学生の履修を容易にするため、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用し、平日の17時以降の夜間や土曜日・日曜日に開講するなどの措置をとっており、在籍する学生に配慮した時間割の設定がされている。また、長期履修制度による修業年限の延長及び授業料負担の軽減措置も行っている。

障害のある学生の学習支援については、ハード面では施設・設備のバリアフリー化を計画的に進めている。また、人間発達環境学研究科及び農学研究科、経済学研究科では、ノートテーカーの配置、期末試験時間の延長、授業の進め方に関する留意事項の周知等の取組を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部・研究科では、自習室の設置や講義室・演習室を開放するなど、自主的学習環境を整備している。

全学の教室等30か所に合計1,215台の教育用端末を設置しており、講義や学生の研究・学習等に利用されている。これらの教育用端末は、同一機種で統一されており、学生はどの教育用端末でも全く同様に利用できるようになってきている。講義と自習を含めた平成19年度の利用者数は延べ約320,000人となっている。そのほか、各部局が運用管理している教育用端末があり、その設置台数は全学で500台を超えている。

附属図書館（10館室）は、総閲覧座席1,726席を有し、グループ学習室やAVブース等を設置するなど、学生の様々なニーズにあった学習環境を整備している。

また、国際コミュニケーションセンターでは、授業外での外国語体験の場として「ランゲージハブ室」、「CALL教室」を開放し、学生の自主学習意欲をサポートしている。「ランゲージハブ室」では、英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語、中国語、韓国語などを母国語とするTAを常駐させるとともに、各国語別の書籍や視聴覚教材等を常備し、「言葉を「使える」空間」を提供している。平成19年度の利用者実績は延べで1,437人、一月平均で179人（1、2、8、9月を除く）の学生が利用している。

「CALL教室」は語学学習専用のパソコンルームであり、TOEICやTOEFL対策の英語教材だけでなく、ドイツ語、フランス語、中国語の教材ソフトも利用できるようになってきている。技術補佐員が常駐し、機器の管理及び利用説明等を行っている。平成19年度の利用者実績は延べで4,151人、一月平均で518人（1、2、8、9月を除く）の学生が利用している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動を支援するために、大学公認の107の活動団体を対象として課外活動団体助成費を設けており、活動実績・活動計画・部員数に応じて物品援助を行っている。また、保護者の発意により設立され、学生生活、特に課外教育の発展と厚生福祉に貢献することを趣旨とする神戸大学育友会から課外活動団体助成費が支給されている。そのほか、六甲台地区に新トレーニング室を設置し、旧トレーニング室を課外活動団体の倉庫として活用するとともに、学生会館の空調設備を重油による暖房からガス・電気による冷暖房へ変更、盗難予防対策として第一共用施設更衣室にダイヤル式ロッカーの設置、トレーニング室の老朽化したトレーニングマシンの更新など、より効果的に利用できるような環境を整備してきている。課外活動施設の利用については、学生生活案内、ウェブサイトに掲載し、利用手続等について学生に周知している。課外活動の成果が特に顕著であり、課外活動の発展に功績があったと認められる団体及び部員に対して表彰を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生生活上の諸問題について、学生センターに「学生なんでも相談」窓口を設置し、問題解決へのアドバイスを行っているほか、相談内容によって、更に適切な相談窓口等を紹介している。

健康相談については、保健管理センターで内科及び他の6科（整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、放射線科、産婦人科、眼科）の医師が「からだの健康相談」、カウンセラーと精神神経科医が「こころの健康相談」に応じている。

各種ハラスメントの相談等については、各学部等に「ハラスメント相談窓口」を設置するとともに、全学的な対応体制を整備し、事案に応じて対応することとしている。

平成19年度の相談実績は、「学生なんでも相談」が71件、「からだの健康相談」が5,404件、「こころの健康相談」が3,167件、「ハラスメント相談」が7件となっている。

進路・就職相談に関しては、平成19年度にキャリア・就職支援を充実するために、学務部就職支援室を改組し、神戸大学キャリアセンターを発足させている。キャリアセンターは、キャリア・就職ガイダンスの開催、インターンシップやキャリア形成・就職情報等の提供のほか進路・就職相談を行っている。

「学生なんでも相談」、「からだの健康相談」、「こころの健康相談」、「ハラスメント相談」については窓口をウェブサイトの「教育・キャンパスライフ・就職」に「学生相談」というページを設け、周知している。また、キャリアセンターで実施している進路・就職相談についても「進路・就職」というページを設け、周知している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-2② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関するニーズを把握するため、「学生なんでも相談」、各部局でのオフィスアワー、担任制、教学委員による相談の受付など、日常的な取組を実施している。

また、学生の生活実態及び教育・研究に関する現状を把握し、その改善について検討するための基礎資料を得ることを目的として、3年に1回程度の周期で学生生活実態調査を実施している。学生生活実態調査では、学生生活実態調査専門委員会が中心となり、家庭、経済状況、入学動機、授業、卒業後の進路、

学生生活・余暇、課外活動、社会的奉仕活動、福利厚生施設、学生寮等の状況についてアンケート調査を実施している。その結果は、各学部等にフィードバックし、学生からの意見、要望に対する対策あるいは対応状況に関する回答を求めた上で、これらを取りまとめ、報告書を作成している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生センターでは、4月と10月の年2回、新しく入学した全学の留学生を対象として、留学生センター及び留学生課の紹介、各学部の留学生相談室と担当者の紹介、日本語教育、留学生相談、奨学金及び宿舍情報、在留資格及び資格外活動情報の提供、医療費補助及び交通ルールなどに関する説明を行っている。また、大学公認の国際交流ボランティアサークル「TRUSS」と連携し、新規に来日した留学生を対象として、「キャンパス案内」、「外国人登録、国民健康保険加入、銀行・郵便口座開設及び公共料金引き落とし、定期券購入等の手続きの支援」、「健康診断サポート」、「ウエルカムパーティー及び留学生支援バザー」を実施している。

留学生の生活に関する相談については、留学生センターに留学生相談主事を置き、問題解決に至る助言を行っている。また、各部局においても、担当教員や大学院生チューター等を置き、留学生の修学・生活上のサポートを行っている。

施設・設備のバリアフリー化については、施設の調査・点検結果を踏まえて整備計画を立案し、エレベーター、スロープ、身障者用トイレなどの整備を順次進めている。

また、聴覚障害のある学生への直接的な支援として、学内就職ガイダンスにおける手話通訳の配置など、具体的な支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

平成19年度の入学料免除者数は、申請者248人に対し、全額免除者23人、半額免除者90人となっている。授業料免除者数は、申請者2,975人に対し、全額免除者1,621人、半額免除者579人となっている。また、平成19年度の日本学生支援機構の奨学金貸与者数は、学士課程1,111人、博士前期（修士）課程603人、博士後期課程109人となっており、民間・地方公共団体の奨学金については、給与75人、貸与19人となっている。

入学料免除及び徴収猶予の制度、授業料免除及び徴収猶予の制度、奨学金制度等に関する情報は、ウェブサイトや掲示板等への掲載を通じて学生に周知を行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 留学生センターを中心に、留学生に対する学習支援、生活支援をきめ細かく実施している。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区と4つの主要キャンパスを有し、その校地面積は六甲台地区が436,439㎡、楠地区が48,518㎡、名谷地区が33,329㎡、深江地区が108,256㎡となっている。また、各地区の校舎等の施設面積は、計464,558㎡となっている。

校舎等施設には、講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。運動施設としては運動場（5か所）、体育館（5か所）、プール（3か所）、テニスコート（5か所）、武道場（2か所）、弓道場、屋内多目的施設等を備えている。

語学学習のための施設としては、国際コミュニケーションセンターにランゲージハブ室（4室）、LL教室（5室、300席）、CALL教室（2室、100席）を設置しているほか、留学生センターでは日本語教育を各教室で実施している。

バリアフリー化については、施設の調査・点検結果を踏まえて、整備計画を立案し順次整備を進めている。特に、平成18年度からは施設部長特命のバリアフリーWGを正式に立ち上げ六甲台地区、平成19年度はそのほかの全地区を調査し報告書を取りまとめている。実施状況として、平成17年度は1階にスロープを設置（2か所）、トイレの段差解消及び車椅子用昇降機を設置、平成18年度は1階にスロープ（2か所）及び身障者用トイレ（2か所）を設置、平成19年度はスロープ（9か所）、身障者用トイレ（6か所）及びエレベータ（5か所）を設置している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

学内の高速ネットワークシステム（KHAN）があり、整備・運用管理は、学術情報基盤センターが中心となって行っている。平成17年度に統合情報基盤計算機システムの導入を行っており、全学の教室等30か所に合計1,215台の教育用端末を新たに設置している。このうち13室は夜間も開放している。これらの教育用端末は同一機種に統一し、すべてを同一のファイルサーバに接続することで、学生はどの教室のどの教育用端末でも同様に利用することが可能となっている。講義利用以外の時間帯は自習用に開放しており、講義と自習を含めた平成19年度の利用者数は延べ約320,000人となっている。そのほか、各部局

が運用管理している教育用端末があり、設置台数は全学で500台を超えている。

全学生が学生生活においてパソコンを有効に活用できるよう、新入生全員に「情報基礎」の授業を必修として開講し、情報倫理及びセキュリティを中心とする教育を行うとともに、平成18年度から、全学生が電子メール及び教育用端末を利用できる環境を整備している。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

継続的な施設点検・評価と、客観性・公平性を確保した計画的な修繕（シームレスマネジメント）を実施するため、全学的な評価・審査組織として神戸大学施設マネジメント委員会を設置し、施設整備を行っている。同委員会が取り入れているシステムは、「大学の活力ある発展と施設運営コストの最適化 知の拠点—大学の戦略的施設マネジメント（今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議）」及び「知の拠点大学の戦略的マネジメント —国立大学等における施設マネジメントの取り組みと成果（文部科学省大臣官房文教施設企画部）」において、効率的な施設管理運営計画の策定に関する先進事例（グッドプラクティス）として紹介されている。

また、施設の調査・点検結果を踏まえて、平成18年度に安全・安心、共用スペースの確保、狭隘解消、省エネ・省コストを方針として、耐震性能・老朽度を優先とした「神戸大学における第2次施設緊急整備5か年計画」を策定し、計画どおりに整備を進めている。

さらに、教育研究施設の有効活用を図るため、共用スペースの確保、施設の効率的重点的利用のため神戸大学における施設の有効活用に関する取扱要項を定め、学部間の共同利用を進めている。委員会規則・整備計画・取扱要項ともウェブサイトやイントラネット内の文書管理に掲載し、構成員に周知している。

附属図書館では、施設・設備の運用方針として附属図書館利用規程及び館室ごとの附属図書館利用細則を策定している。これら運用方針は閲覧スペースに常備するとともに、学生生活案内、学生便覧及びウェブサイトへの掲載等により周知を図っている。また、図書館利用案内は、オリエンテーション等で配布するとともに各館室に備え付けている。

学内共同利用施設についても、各施設・設備の利用の手引きを作成し、大学や各施設のウェブサイト、学生便覧等への掲載、各種ガイダンスでの説明、学生・教職員への配布等を通じて周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館は10館室から構成されており、総面積25,839㎡、総閲覧座席1,726席を有し、グループ学習室やAVブース等も整備している。各館室に合計214台の利用者開放端末を設置するとともに、利用者持ち込みパソコンの学内ネットワーク接続のための情報コンセントを合計97口備え付けている。開館時間については、通常期平日の開館時間が全館室8時45分、閉館時間が各館室ごとに17時から21時30分の間であり、一部を除いて土曜日あるいは日曜日にも開館している。休業期平日も一部では開館時間を短くしているものの全館室開館している。また、試験期間中には開館時間を延長しているほか、自然科学系図書館は教職員及び大学院生、医学分館は教職員、大学院生及び医学科の3～6年次の学生が24時間利用可となっている。

附属図書館における平成18年度末現在の蔵書数は3,491,170冊、雑誌は33,041タイトルとなっている。また、視聴覚資料としてマイクロフィルム、ビデオテープ、DVD等42,268点を収集している。電子ジャー

神戸大学

ナルやデータベース等の全学共同利用する教育研究基盤資料については、平成 19 年度は約 8,900 誌の電子ジャーナルと 42 種類のデータベースを全学に提供している。

平成 18 年度の全館室の入館者総数は 1,258,475 人であり、貸出総冊数は 268,602 冊（うち学部生と大学院生は、233,283 冊）である。また、電子ジャーナルの論文ダウンロード件数は主要 14 社のものだけで年間約 60 万件に上っている。利用統計を随時収集しているほか定期的に利用者アンケート調査等を実施し、利用者満足度を測り、サービスの向上に役立てている。

学生用資料の選定は、附属図書館運営委員会で定められた学生用資料整備計画大綱に基づいて、各附属図書館・室が学生用資料整備計画を毎年策定し、実施している。シラバス掲載図書を収集するとともに学習用図書及び専門教育図書等を整備しており、教養・学習雑誌や継続図書については、定期的な見直しを行っている。また、平成 18 年度からは、前年度に整備した学生用資料について、蔵書構成や利用状況を分析した上で選定を実施している。

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災を契機として「震災文庫」を開設し、図書・雑誌等公刊されているものから文集・レジュメ・チラシ類の資料収集に努め、震災文庫閲覧室を整備するとともに、資料の電子化を進めている。平成 18 年度末現在で資料総数は約 42,000 点、電子コンテンツ作成総数は約 4,550 点となっている。平成 18 年度の来訪閲覧者は約 350 人、ウェブサイトへのアクセス数は 57,072 件であり、96%が学外からのアクセスとなっている。

利用者の便宜を図るため、六甲台キャンパス内の附属図書館間及び六甲台キャンパス内の附属図書館と遠隔キャンパスの附属図書館との間での資料配送サービスを実施している。平成 18 年度は 6,645 冊が配送され、利用者の身近にある附属図書館で受け取ることが可能となっている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 継続的な施設点検・評価と、客観性・公平性を確保した計画的な修繕（シームレスマネジメント）を実施するため、全学的な評価・審査組織として「神戸大学施設マネジメント委員会」を設置し、公平で透明性のある施設整備を行っている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育の状況に関する基礎的なデータ（学籍関係、授業関係（カリキュラム、授業担当者、成績）、進級・卒業・学位授与状況等）は全学的に教務システムに蓄積している。また、入学試験に関するデータは学務部入試課において収集・蓄積している。

さらに、大学経営、各種の評価、大学広報など大学内外からの情報ニーズに対応するために「神戸大学情報データベース（KU I D : Kobe University Information Database）」を構築し、既存システム（教務情報、人事、一部部局の研究業績データベース等）との連携の下、教育の状況に関連するデータや個々の教員の活動状況に関するデータの収集・蓄積を推進し、学内に公開している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

全学的な学生への意見聴取として、授業評価アンケート、卒業・修了時の学生へのアンケートを実施している。また、3年に1回程度の周期で、学習環境等も含めた学生生活全般についての状況や意見を聴取するための取組である学生生活実態調査を実施している。

意見聴取の結果は、報告書として取りまとめるとともに、大学機関別認証評価を実施するに当たって全研究科で行われた自己点検・評価や、その結果を踏まえ実施した全学的な自己点検・評価、国立大学法人評価における自己評価、各研究科で実施する独自の自己点検・評価等においても活用している。

自己点検・評価を反映した改善事例としては、教養原論科目のコマ数増加による受講者数の適正化、外国語アドバンスト科目や第三外国語科目の開設、キャリアセンター開設による就職活動のサポート強化、学生食堂の改修拡張、校舎の改築、学生寮の改修、図書館開館時間の延長、駐輪場整備など、多岐にわたっている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業生・修了生に対しては「卒業・修了生アンケート」、就職先機関に対しては就職先機関へのアンケート

トを実施している。

これらの結果は、大学機関別認証評価を実施するに当たって全研究科で行われた自己点検・評価や、その結果を踏まえて実施した全学的な自己点検・評価、国立大学法人評価における自己評価、各研究科で実施する独自の自己点検・評価等において活用している。

また、経営協議会において、有識者から全学的なマネジメントの視点から見た意見を聴取した結果を受けて、大学教育推進委員会の下に、FD活動の部局間横断的推進や学部及び大学院における教育の実質化に向けた全学的な取組の企画立案等を行う教育担当責任者会議を設置し、平成20年度からピア・レビュー（教員相互の授業参観）を全学的に試行実施することを決定し、各部局において実施計画を策定している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

国立大学法人評価に関しては、年度計画の着実な実施に資するため、役員会が年度途中で年度計画の進捗状況を確認し、達成度が低いと思われる計画に対して指導を行うとともに、次年度の計画策定に反映させている。また、文部科学省国立大学法人評価委員会が中期目標・中期計画に基づいて毎事業年度の実績を事後評価する「業務の実績に関する評価結果」を、評価委員会を通じて各学部・研究科等にフィードバックするとともに、全学説明会を開催し、改善を促している。

このほかにも、各学部・研究科で独自に評価に基づく改善に努めており、経済学部では、授業アンケートの結果を以後の講義の改善に着実につなげることを明示するため、シラバスに「学生へのメッセージと前回の授業アンケートに基づく改善・工夫」という項目を設け、講義における改善点を明示するなど、様々な取組が行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

開講授業科目に関する学生の意見を集約し、その結果をカリキュラムや授業方法の改善・向上につなげることを目的とした授業評価アンケートはウェブサイト上で実施しており、授業担当教員は、学生の評価をすぐに確認できるのみでなく、学生の自由記述に対してコメントを付することができる双方向的なシステムとなっている。

このようなシステムにより、教員の意図や改善の約束などが学生に伝えられ、個々の授業内容を始めた教育の質の向上に資している。教員のコメント数は、平成18年度後期、平成19年度前期の2回で、学部8,177件、大学院671件に上り、この実績からも授業方法の改善・向上につながっていることが把握できる。

評価アンケートに基づく改善事例としては、講義内容の構成の組み替え、板書や配布プリントの文字の拡大、オンラインテスト（リアルタイムで自動採点）の導入、配布資料の充実などが挙げられる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

FD活動は、大学教育推進機構や全研究科において、各々の特性に応じた形で実施している。法学研究科では、法科大学院設置前から法学教育手法検討プロジェクトチームを発足させ、法科大学院における教育手法の研究開発に着手している。平成15年度からは、科学研究費補助金に採択され、法科大学院のスタッフに加えて、心理学や社会学の専門家の参加も得ながら、講義手法の在り方や授業アンケートの活用方法、教材作成等について研究を進めており、『平成15年度～平成17年度科学研究費補助金研究成果報告書・法科大学院における教育手法の総合的研究と実践的モデル開発』として取りまとめている。

また、医学部の4年次臨床医学教育のチュートリアル教育を支援するチューターに対し、その教育技法の向上を目的として実施している「チュートリアル教育FD」では、臨床教育WGのメンバーによる講義の後、学生による模擬チュートリアルを実演し、具体的に「よい」チューター、「悪い」チューターの例を示している。このFD活動では企画の段階から8～9人程度の学生が教員とディスカッションしながら実施している。このFD活動は報告書のみならずDVDを作成し、すべての新任の教員はチューターを行うための資格としてDVDの視聴を義務付けている。

平成19年度には、FD活動の部局間横断的推進や学部及び大学院における教育の実質化に向けた全学的な取組の企画立案等を行うため、大学教育推進委員会の下に教育担当責任者会議を設置し、検討を開始している。また、全学的なFDシンポジウム「先進大学から学ぶ到達目標型学士課程教育改革の動向—新潟大学・山口大学の事例」及び「先進大学から学ぶ到達目標型学士課程教育改革の動向—鳥取大学の事例」を開催している。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

各学部・研究科のFD活動は、カリキュラム、シラバス、教育内容・方法、使用教材、成績評価方法等の改善に役立っている。

特徴的な取組としては、大学教育研究センター健康・スポーツ科学教科集団（現大学教育推進機構健康・スポーツ科学教育部会）では、組織的なカリキュラム改善と授業改善活動を継続してきており、この活動はFD活動の推進に優秀な成果を上げているとの高い評価を受け、(社)全国大学体育連合の「大学体育FD推進校表彰制度」の審査の下、表彰を受けている。

また、経済学研究科では、学生による授業アンケートの結果を、次回講義の改善に着実につなげることを明示するため、シラバスに「学生へのメッセージと前回の授業アンケートに基づく改善・工夫」という項目を設け、講義における改善点を明示しているほか、各大講座で共通科目に関する講義内容・評価基準などの統一化を進めるとともに、各講義のシラバスを相互にチェックすることによって、他の講義との関係を明確化し、研究科の講義全体の体系化に取り組んでいる。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

当該大学では、大学教育におけるきめ細かい指導の実現や、大学院生が将来教員・研究者になるための

トレーニング機会の提供を図ることを目的として、多数のTAを採用している。TAの実施に当たっては、全学的な神戸大学ティーチング・アシスタント実施要領を定め、オリエンテーション等の研修を義務化している。一例を挙げると、経営学研究科では、TAへの集合研修を開催し、TAの目的、業務内容、問題発生時の対処方法等について指導を行うとともに、各授業担当教員が、その授業内容に応じた学生指導方法等について事前指導を行い、教育活動の質の向上及び補助者の資質向上を図っている。

実験・実習での技術的支援を行う技術職員については、全学的な研修を実施するとともに、学外で開催される研修への派遣を行っている。全学的な研修については、全体研修を1日間受けるとともに、分野別研修の各コース（平成19年度は11コース）のうちから2コースを選択し、研修を受講することにより、能力、資質等の向上を目指している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- TAの実施に当たっては、全学的な「神戸大学ティーチング・アシスタント実施要領」を定め、その中でオリエンテーション等の研修を義務化している。
- 学生と教員で双方向的な授業評価アンケートをシステム化して実施している。
- 学生の卒業時・修了時に、在学中の教育効果についてアンケートを実施し、教育現場にフィードバックしている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 19 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 183,934,396 千円、流動資産 18,665,649 千円であり、資産合計 202,600,045 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 47,880,712 千円、流動負債 23,282,172 千円であり、負債合計 71,162,884 千円である。これら負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 22,847,972 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 4 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、学内の関係委員会等で検討の後、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定し、当該大学のウェブサイトで公表している。

また、これらの収支計画を踏まえて、財務上の基礎として毎年度「予算編成方針」を定めている。同方針は、学長の基本指針の下、財務委員会、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が決定し、部局長会

議に報告され、部局長から当該所属職員に周知されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成19年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用60,239,541千円、経常収益60,501,994千円、経常利益262,453千円であり、当期総利益は430,328千円、貸借対照表における利益剰余金2,023,565千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度の「予算編成方針」に基づき、人件費、物件費を区分し、附属病院については独立した予算管理体制としている。

また、補正予算制度を導入し、年度途中における人件費と自己収入の実績及び配分済予算不要額の調査に基づく補正予算に、病院収入の増減に対応するための留保分を含めて予算配分の修正・追加を実施している。

施設・設備については、施設環境担当理事及び施設部が全部局の巡視を行うとともに、施設環境保全調査（カルテ化）に基づく分析と評価による施設整備・環境整備を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を官報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表している。さらに、財務に関する経年比較や増減等を含めた財務報告書『神戸大学の財務状況』を作成し、学内外に配布するとともに、当該大学のウェブサイトで公開している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監査計画を作成し、監事監査規則及び監事監査要項に基づき監査を行っている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する監査室（学長直轄）が監査計画を作成し、内部監査規程に基づき監査を行っている。また、財務部等職員が全部局に赴き会計監査実施要領に基づき会計に係る内部監査を実施し、会計事務の適正化に努めている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

役員として学長、理事 8 人及び監事 2 人を置いている。管理運営組織については、学長と理事による役員会を置くとともに、法令に基づく学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。また、学長、理事、各部局長等により構成する部局長会議を置き、部局間の連絡調整を行うことにより、機動的な大学運営を行っている。

特定の事項について専門的な指導・助言を得るため、学長の下に特別顧問 2 人（男女共同参画、病院経営）を置くとともに、学長を補佐する組織として、企画室、広報室、情報管理室、地域連携推進室、経営評価室、入試広報室、業務等改善推進・職員キャリア開発支援室、男女共同参画推進室、基金推進室を設置し、主として理事が室長となり室の業務の遂行に当たっている。また、学長直轄の組織として、監査室及びコンプライアンス室を設置し、内部統制の強化を図り、監査における独立性・公正性を確保している。

各研究科の管理運営については、教授会を設置し、研究科長のリーダーシップの下に行っており、間接経費の 50% を部局に配分し、研究科長のリーダーシップを発揮するための支援に資している。

事務組織は、事務局に総務部、企画部、研究推進部、国際部、財務部、学務部及び施設部の 7 部、各研究科、自然科学系先端融合研究環、経済経営研究所及び附属図書館に事務部を置き、必要な職員を配置している。

危機管理体制については、様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に最小限に食い止めることを目的として「神戸大学危機管理基本マニュアル」を策定し、“日常（平常時）”、“有事（緊急時）”、“終息時（事後）”に分けて、その体制及び運用方法を明確にしている。さらに、個別対応マニュアルとして「事象別危機管理マニュアル」、「神戸大学学生対応危機管理マニュアル」、「新型インフルエンザ対応マニュアル」等も策定している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

特定の重要事項は、学長と理事によって組織される役員会において議決し、学長が最終意思決定を行っ

ている。また、全学的な意思決定と部局運営との連動を確保するために、学長、理事、各部局長等により構成する部局長会議を置き、各種情報の共有や部局間の連絡調整などを行っている。

学長のリーダーシップの下で効率的な意思決定を行うために、それぞれの職務分担を持つ理事8人（企画・研究・情報管理・地域連携担当、財務・産学連携担当、教育・学生生活・入試担当、国際交流・広報・男女共同参画担当、評価・同窓会担当、渉外・基金・経営改善担当、総務・施設・環境・病院担当、及び大学運営・業務改善担当）を置き、さらに、特定の事項（男女共同参画、病院経営）について、専門的な指導・助言を得るために特別顧問2人を置いている。

また、学長の機動的、戦略的な意思決定に資するため、企画室、広報室、情報管理室、地域連携推進室、経営評価室、入試広報室、業務等改善推進・職員キャリア開発支援室、男女共同参画推進室、基金推進室を置き、主として理事を室長とするとともに、学長直轄の組織として、監査室及びコンプライアンス室を設置し、内部統制の強化を図り、監査における独立性・公正性を確保している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員のニーズに関しては、職員が従事する業務時間の削減を通じて学生・教員へのサポート業務の質的向上、職員の活力向上、財務体質の強化を実現することを目的として、平成17年度に「業務改善プロジェクトチーム」を発足させ、外部コンサルティング・ファームの協力を得ながら、他大学の事例調査、教職員へのインタビュー、業務量調査、教職員からの業務改善提案の募集等の取組を通じて、325業務の「現行業務フロー」の作成、99項目の「業務改善対応策」の策定のほか、総括として『神戸大学業務改善プロジェクト報告書』を作成し、平成18年7月に学長への答申を行っている。さらに、平成19年1月には「業務改善プロジェクトチーム」からの報告内容を確実に定着させるとともに業務改善を更に推進していく仕組を構築するため、学長の下に業務改善推進室を設置し、「業務改善対応策」の進捗管理や新たな施策案の検討を行うため、「業務改善推進プロジェクトチーム」を発足させている。

業務改善対応策の進捗状況については、平成19年度末現在、99項目中45項目が改善を実施済みであり、教職員のニーズは、着実に改善に結び付いていることが把握できる。また、今後も継続的にニーズを把握するため、学内限定のウェブサイト内に業務改善のページを開設し、現状の業務に対する課題及び改善案について、広く教職員から意見を募集している。

学生のニーズに関しては、六甲台南食堂の拡張改修、コンビニエンスストアの設置などの改善につなげている。

学外関係者のニーズに関しては、経営協議会（年3～5回開催）に学外委員として学識経験者・企業関係者・報道関係者等10人を迎え、大学経営に関する重要事項について審議を通じて指導・助言を得ている。

また、学術研究推進本部及び附属病院にアドバイザー・ボードを設置し、学術研究に関する事項や診療・病院経営等に関する事項等について、外部有識者から指導・助言を得ている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

常勤、非常勤監事各1人を置いている。監事は、監事監査規則及び監事監査要項に基づき、業務全般について監査を行うとともに、役員会や業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べることができる

体制をとっている。

監事監査は、毎事業年度初めに作成する監査計画に基づいて行われている。監査結果は、学長に報告されており、平成17年度には、裁量労働制の対象職員の労務管理について指摘がされ、対象職員本人が労働時間を適宜の方法により記録することとし、時間外・休日労働が80時間を超える場合に、対象者からの申出により、医師による面接指導を行うこととするなど、是正又は改善を要する事項がある場合には、速やかに是正又は改善の措置を講じている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質向上を図るため、新規採用職員研修、会計事務研修、技術職員研修、パソコン研修、事務系職員国際業務研修、語学研修、安全衛生研修を実施するとともに、放送大学を利用した管理監督者研修や自己啓発研修等を実施している。また、国立大学協会、人事院、国立情報学研究所、総務省等、学外で開催される研修への職員派遣や、学外関係機関との人事交流を行っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学の管理運営に関する基本方針は、中期目標において「学長がリーダーシップを発揮し、かつ学内のコンセンサスの形成と機動的な意思決定ができる運営体制を整備する。」と明示しており、その方針に沿った形で学則、学長選考規則等の学内規則を整備している。

学長・理事・研究科長（学部長）・施設長・評議員の選考に関しては規程に明記している。各理事の職務分担は、学則において、学長が定めることとしており、その担当はウェブサイトで公開・明示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況等に関するデータや情報は、ウェブサイトに掲載している。また、大学経営、各種の評価、大学広報など大学内外からの情報ニーズに対応し、当該大学の教育研究活動を総合的、客観的に把握するために「神戸大学情報データベース（KU I D）」を構築し、大学の構成員が必要に応じて活用できる状況を整備している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

各部局等が、自己点検・評価の結果として部局年次計画報告書を取りまとめ、同報告書を基に、全学として中期計画に基づく各年度の年度計画の実施状況について自己点検・評価を行っている。

また、認証評価制度に基づく自己点検・評価を行うため、各部局等による自己評価を平成 19 年度に実施し、その結果を取りまとめ、平成 20 年 6 月に全学として大学機関別認証評価自己評価書を作成している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

各事業年度に係る業務の実績に関する自己評価結果及び文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果（年度評価）等をウェブサイトに掲載し公開している。

年度評価の評価結果は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、評価委員会に報告するとともに、学内説明会を開催するなど、周知を行っている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成 12～14 年度に着手された大学評価・学位授与機構が行う第三者評価（4つの全学テーマ別評価、3つの分野別評価）を受審している。また、各年度終了時の自己点検・評価として、当該事業年度に係る業務の実績に関する報告書を作成し、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けている。さらに、平成 19 年度には大学機関別認証評価に係る全学的な自己点検・評価を実施し、平成 20 年度に大学評価・学位授与機構による評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

各年度の業務の実績に関する文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果での指摘事項（期待される事項）について、改善策を含む今後の対応を役員会、経営協議会、教育研究評議会、評価委員会に報告するとともに改善を行っており、危機管理マニュアルの策定のほか、「神戸大学情報データベース（KU I D）」の新マニュアルの整備等を行っている。

また、各年度の上半期が経過した時点で、当該年度計画の進捗状況を確認・点検し、次年度の年度計画を策定している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「業務改善プロジェクトチーム」を設置し管理運営に関する改善を推進している。
- 神戸大学の教育研究活動を総合的、客観的に把握するために「神戸大学情報データベース（KU I D）」を構築し、大学の構成員が必要に応じて活用できる状況を整備している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 神戸大学

(2) 所在地 兵庫県神戸市灘区六甲台町

(3) 学部等の構成

学 部：文学部、国際文化学部、発達科学部、法学部、経済学部、経営学部、理学部、医学部、工学部、農学部、海事科学部（11 学部）

研 究 科：人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科（13 研究科）

附置研究所：経済経営研究所

関連施設：附属図書館、附属病院、附属学校園、学術研究推進機構、大学教育推進機構、国際交流推進機構、自然科学系先端融合研究環（遺伝子実験センター、バイオゲノム研究センター、内海域環境教育研究センター、都市安全研究センター、分子フォトリイオン研究センター）、学術情報基盤センター、連携創造本部、留学生センター、国際コミュニケーションセンター、研究基盤センター、環境管理センター、保健管理センター、キャリアセンター

(4) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）

学生数：学部 12,154 人、大学院 4,788 人

専任教員数：1,407 人

助手数：30 人

2 特徴

本学は、昭和 24 年 5 月 31 日、神戸経済大学・神戸工業専門学校・姫路高等学校・兵庫師範学校・兵庫青年師範学校を包摂して設置された。当初は文理学部・教育学部・法学部・経済学部・経営学部・工学部の 6 学部でスタートし、附属図書館が置かれ、経済経営研究所が附置された。経済学部と経営学部には第二課程が設置された。

その後、県立大学の国立移管、修士課程・博士課程の充実、神戸商船大学との統合、学部・研究科の改組・再編等を行い、平成 16 年 4 月には国立大学法人神戸大学が設置する大学となり、11 学部 13 研究科 1 附置研究所を有する多様な研究教育分野と前身校の神戸高等商業学校の創立から数えて 100 有余年の歴史・伝統を有する総合大学となっている。

本学は、「開放的で国際性に富む固有の文化の下、『真摯・自由・協同』の精神を発揮し、人類社会に貢献するため、普遍的価値を有する『知』を創造するとともに、

人間性豊かな指導的人材を育成する」ことを使命としており、その実現に向けた「神戸大学ビジョン 2015」を策定している。本ビジョンのスローガンは“*Toward Global Excellence in Research and Education*”であり、世界トップクラスの研究、教育機関となることと、卓越した社会貢献と大学経営を行うことを目指している。

研究面では、これまでに文部科学省が世界的な研究教育拠点形成を目指して公募した「21 世紀 COE プログラム」に 5 分野・7 拠点、「グローバル COE プログラム」に 3 拠点が採択される等、学外から高い評価を受け一方、学内においては「戦略的・独創的な教育研究プロジェクト」「教育研究環境高度化事業」「若手研究者育成支援経費」等による経費措置や「学内発の卓越した研究プロジェクト」による戦略的人員配置を通じて、各学術研究分野の一層の発展・充実を図っている。

教育面でも、「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に 6 件、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に 5 件、その他「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人養成推進プログラム」等に採択されるなど、その取組は高く評価されている。また、教養教育については、専門教育との有機的連携を図るため、実施体制、開講科目等を質的・量的に拡充するとともに、新入生の大学教育への円滑な適応を図るため、少人数教育やリメディアル教育を実施している。

更に、本学の特徴である国際性に富む文化を活かすべく、国際交流推進本部を設置（文部科学省の「大学国際戦略本部強化事業」に採択）し、国際交流業務の革新を図りつつ、研究分野などの対象に応じた戦略的な国際活動を推進している。また、EU に関する研究・教育と日・欧関係強化を目的としてコンソーシアム「EUIJ 関西」を立ち上げ、幹事校として世界的な活動を展開している。

社会連携・地域連携面では、国際的にはイエメンの女子教育支援、インドネシアの災害復旧支援等を展開し、国内では、本学の研究成果を一堂に公開する「神戸大学東京フェア」の実施、地元産業界と協同による酒米の開発、高校への出前授業や公開授業、子育て支援を中心としたコミュニティセンターの展開、全国各地での保護者説明会の実施など、社会・地域との連携を図っている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の使命

本学は、以下の理念を実現することを「大学の使命」としている。

＜神戸大学の使命＞

神戸大学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を発揮し、人類社会に貢献するため、普遍的価値を有する「知」を創造するとともに、人間性豊かな指導的人材を育成します。

2. 教育研究活動を実施する上での基本的方針及び達成しようとする基本的な成果

(1) 大学の使命を実現するための基本的方針及び達成しようとする基本的な成果として、本学では「教育憲章」を定めている。

教育憲章

神戸大学は、国が設置した高等教育機関として、その固有の使命と社会的・歴史的・地域的役割を認識し、国民から負託された責務を遂行するために、ここに神戸大学教育憲章を定める。

(教育理念)

1. 神戸大学は、学問の発展、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に貢献するために、学部及び大学院で国際的に卓越した教育を提供することを基本理念とする。

(教育原理)

2. 神戸大学は、学生が個人的及び社会的目標の実現に向けて、その潜在能力を最大限に発揮できるよう、学生の自主性及び自律性を尊重し、個性と多様性を重視した教育を行うことを基本原理とする。

(教育目的)

3. 神戸大学は、教育理念と教育原理に基づき、国際都市のもつ開放的な地域の特性を活かしながら、次のような教育を行う。

- (1) 人間性の教育： 高い倫理性を有し、知性、理性及び感性の調和した教養豊かな人間の育成
- (2) 創造性の教育： 伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ、自ら課題を設定し、創造的に解決できる能力を身につけた人間の育成
- (3) 国際性の教育： 多様な価値観を尊重し、異文化に対する深い理解力を有し、コミュニケーション能力に優れた人間の育成
- (4) 専門性の教育： それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担うことのできる、深い学識と高度な専門技能を備えた人間の育成

(教育体制)

4. 神戸大学は、教育理念と教育原理に基づき、その教育目的を達成するために、全学的な責任体制の下で学部及び大学院の教育を行う。

(教育評価)

5. 神戸大学は、教育理念と教育原理が実現され、教育目的が達成されているかどうかを不断に点検・評価し、その改善に努める。

(2) 大学の使命及び教育憲章を実現するために、以下に掲げる中期的・長期的な目標を設定している。

- 1) 人文・人間科学系、社会科学系、自然科学系、生命・医学系の4大学術系列における各研究分野の学問体系と学問的伝統を尊重するとともに、学術系列を越えた新たな発展可能性を秘めた「学問の芽」を育てることを目指して、先端的な研究領域の開拓に努める。
- 2) 総合大学としての特性を生かし、異分野間の学問的交流を通じて、新しいものの見方や考え方を生み出しうる制度的な工夫を進め、また、大学構成員間で学問上の議論を日常的に活発化させることによって研究の質的な向上を図る。
- 3) 既存の研究分野における研究水準を我が国におけるトップレベルに引き上げ、特定領域ですでに世界的水準にある研究領域においてはその水準の維持を支援し、更に進展させる仕組みを構築する。
- 4) 学部教育の目標は、幅広く深い教養、専門的・国際的素養と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成することにある。このために、全学的な観点から全学共通教育の内容とその実施体制の改革を更に推進し、また各学術系列あるいは学部においては専門教育の内容とその実施体制の再編と充実を図る。
- 5) 大学院教育は、高度の専門的知識を習得させ、個人と社会が進むべき道を切り拓く能力を涵養することを目標とする。その際、研究者を養成する課程と高度専門職業人を養成する課程の相違と特色を明確にし、教育内容と実施体制の整備に努める。
- 6) 国際都市神戸に位置する特色を生かし、大学としてその創設以来種々の国際的展開を進めてきている。神戸商船大学との統合を機に海事・海洋分野を加え、これを更に推進し、諸外国の学生、教職員との学術的交流を質的・量的に一層充実させるため、国際交流に関する組織の整備・拡充を図る。
- 7) 研究、教育と並ぶ大学の重要な使命である社会貢献に努める。そのため、産学官民の連携を強めるとともに、社会人教育、生涯教育の一層の充実を図り、地域社会の産業と文化の発展に貢献する。
- 8) 研究活動の活性化のため、競争的環境の下での外部資金の獲得に努めるとともに、知的財産権などを取り扱う組織の充実発展を図る。
- 9) 事務組織については、変化する環境に柔軟に対応できるよう体制を整備するとともに、特に法人運営にあたって必要とされる人材の養成と採用の方式を明確にする。
- 10) 以上の目標達成のためには、研究、教育、社会貢献、組織などに関して、常に点検、評価、改善に努めることが不可欠であり、全学的な観点から、そのための体制整備を進め、中期目標とその計画の進捗状況について不断の点検・評価を実施する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

- ・ 本学における教育研究活動の目的は、『神戸大学の使命』として定めている。さらに、本学の使命及び担うべき社会的、歴史的、地域的役割を踏まえ、『教育憲章』、『環境憲章』を策定し、基本理念、養成しようとする人材像を含めた達成しようとする基本的な成果等を明示している。（観点 1-1-1）
- ・ また、これら目的の下、平成 27 年までにグローバル・エクセレンス、すなわち世界トップクラスの教育研究の実現を目指すための『神戸大学ビジョン 2015』を策定し、段階的なフェーズ（チェンジ（2006～2009）、チャレンジ（2010～2012）、エクセレンス（2013～2015））ごとの到達目標、行動指針を策定した上で、その目標達成に向けて邁進している。（観点 1-1-1）
- ・ これら本学の教育研究活動の目的は、大学設置の目的にかんがみ、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることに対応していることから、学校教育法 83 条の定めを外れるものではなく、また、大学院の目的も同様に学校教育法 99 条の定めに対応している。（観点 1-1-2, 3）
- ・ 上記目的は、すべて本学ウェブサイトに掲載するとともに、各種刊行物を学内外に配布することにより、学内の構成員への周知や、社会への公表を行っている。（観点 1-2-1, 2）

基準2 教育研究組織（実施体制）

- ・ 本学では、11 学部、13 研究科を設置し、それぞれの教育目的に応じた学科・専攻等を構成している（観点 2-1-1, 2-1-3）。また、全学共通教育を行う体制として大学教育推進機構を設置し、全学共通教育に係る企画、運営を行っている。（観点 2-1-2）
- ・ その他、全学的組織として 3 機構、1 附置研究所、11 学内共同教育研究施設及び保健管理センター、キャリアセンターを設置している。また、教育に密接に関わる主要な学部又は研究科の附属施設として、附属学校（幼稚園、小学校（2 校）、中学校（2 校）、特別支援学校）、附属病院、練習船等を設置し、教育研究の設備を整備している。（観点 2-1-5）
- ・ 教育活動に係る全学的な重要事項を審議するための組織として教育研究評議会、大学教育委員会、大学教育推進委員会を設置するとともに、大学教育推進機構が全学的な教育戦略の方針等について企画立案を行っている。各学部、研究科においても、特性を踏まえた教育活動の具体的事項について審議する教授会が設置され、それぞれの役割分担の下、適切な開催頻度で重要事項が審議されている。（観点 2-2-1）
- ・ 教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として神戸大学教務委員会を設置している。また、大学教育戦略会議が、全学的な教育戦略に係る企画立案に関する事項を審議している。各学部・研究科においても、適切な構成員、開催回数の下、各部局の特性を踏まえた教育課程や教育方法等の検討を行い、所要の改善を図っている。（観点 2-2-2）

基準3 教員及び教育支援者

- ・ 『教育憲章』において教員組織編制の基本的方針を定め、その方針に基づいた教員組織編制を行っている。（観点 3-1-1）
- ・ 教員一人当たりの学生数は学士課程 7.24 名、大学院課程 2.64 名、専門職大学院課程 4.06 名となっている。採用・昇格を「国立大学法人神戸大学教員選考基準」及び各学部・研究科における採用基準・昇格基準に基づき行うことにより教員の高い質を維持しており、教育上主要と考えられる授業科目には原則として専任の教授又は准教授が、その他の科目についても可能な限り専任の教授、准教授、講師又は助教が担当するよう

配慮している。(観点 3-1-2)

- ・ 学士課程、専門職大学院課程の専任教員数、大学院課程の研究指導教員、研究指導補助教員数は大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。(観点 3-1-3, 4, 5)
- ・ 教員組織の活動をより活性化するための措置として、各研究科の特性や状況に応じて任期制や公募制、サバティカル制度、テニユア制度、優秀教員評価制度等を導入している。(観点 3-1-6)
- ・ 男女共同参画への配慮に関する全学的な取組として、担当理事を置くとともに、男女共同参画推進室を設置している。また、平成 19 年度には有識者を学長の特別顧問として迎え、女性研究者の雇用促進等に関する専門的助言を得ている。(観点 3-1-6)
- ・ 「再チャレンジ！女性研究者支援神戸スタイル」が、文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業に採択され、実施している。また、文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」に「D&Nブラッシュアップ教育の組織的展開－女性医師・看護師の職場復帰に向けたネットプログラム・キャッチアッププログラムの開発－」が採択され、取組を開始している。(観点 3-1-6)
- ・ 教員選考基準を全学として定めた上で、各学部・研究科の特性に応じた採用基準、昇任基準等を定めている。選考に当たっては、各学部・研究科が設置する教員選考委員会等の組織において審査を行っており、教育研究上の指導能力を審査の重要要素としている。(観点 3-2-1)
- ・ 全学的に質問項目を統一し、学期毎に実施している『授業評価アンケート』では、学生の自由記述に対して教員がウェブサイト上でコメントできるようになっており、教員のコメント数から、担当教員と学生間におけるインタラクティブな授業評価アンケートが実現し、個々の授業内容をはじめとした教育の質向上に資していることを把握している。また、組織的にも、関連委員会等において改善策の検討がなされている。(観点 3-2-2)
- ・ 本学教員は、授業内容に関連した研究活動を行うとともに、その成果を授業にフィードバックすることで、学生に提供する教育の質を確保している。教員の研究活動と担当授業の相関性については、採用、昇任人事の際に専門分野や業績内容を検証するとともに、教育課程や授業科目の編成時においても、教員の研究活動の内容と授業科目の相関性を検証している。(観点 3-3-1)
- ・ 教育支援者（事務職員、技術職員）、TA を適切に配置している。(観点 3-4-1)

基準 4 学生の受入

- ・ 全学として「神戸大学が求める学生像」を定めた上で、各学部、研究科においてその特性や理念・教育目標に応じた“求める学生像”を定めている。全学及び各学部・研究科の“求める学生像”はウェブサイトに掲載している。この“求める学生像”に合致する入学者選抜の方針を、学生募集要項に明確に定め、ウェブサイトへの掲載、進学説明会等の機会を通じて公表・周知を行っている。(観点 4-1-1)
- ・ 本学が実施している入学者選抜は、全学として定めた「神戸大学が求める学生像」を踏まえた上で、各学部、研究科の特性やアドミッション・ポリシーに沿った選抜方法を積極的に取り入れ実施している。(観点 4-2-1)
- ・ 学士課程における一般選抜は、入学試験委員会及びその下に置かれた入学試験教科委員会、入学試験機械化委員会が中心となって公正に実施している。また、学士課程のAO入試、推薦入学、社会人特別選抜及び編入学試験並びに大学院課程の入学者選抜は、各研究科等の入試委員会等により公正に実施している。(観点 4-2-3)
- ・ 入学者選抜方法等については、アドミッション・ポリシーに沿ったものとなるよう、調査・研究が行われ、改善に結び付いている。(観点 4-2-4)

- ・ 学士課程及び専門職大学院課程は、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。大学院課程については、一部の研究科において、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い状態にあるが、適正化に努めている。(観点 4-3-1)

基準 5 教育内容及び方法

《全体（学士課程、大学院課程、専門職大学院課程）》

- ・ 「教育憲章」や各学部・研究科において策定した教育目的を踏まえた上で、学問分野や職業分野の特性に応じた体系的な教育課程を編成している。(観点 5-1-1、5-4-1、5-8-1)
- ・ 授業担当者は、研究活動を通じて、教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。(観点 5-1-3、5-4-3、5-8-3)
- ・ 文部科学省が、大学改革の取組が一層推進されるよう、国公立大学を通じた競争的環境の下で特色ある優れた取組を選定・支援しており、本学では、平成 16 年度～平成 19 年度までに、多数の教育改革プロジェクトが採択されている。また、その成果が着実に教育に反映されている。(観点 5-1-4、5-4-1、5-9-1)
- ・ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会や当該職業分野からの期待・要請等に対応するために様々な取組を行っている。(観点 5-1-4、5-4-1、5-9-1)
- ・ 単位の実質化への配慮として、履修科目の登録上限（学士課程及び専門職大学院課程）や、組織的履修指導・支援等を行っている。(観点 5-1-5、5-4-4、5-8-4)
- ・ それぞれの教育課程において、その内容に応じた適切な学習指導法の工夫を行っている。(観点 5-2-1、5-5-1、5-10-1)
- ・ 全部局において適切なシラバスを作成しており、授業評価アンケートの結果によると、全体的にはおおむね適切であり、またシラバスの活用がなされた結果が反映されていると判断できる。(観点 5-2-2、5-5-2、5-10-2)
- ・ 成績評価、修了認定の基準は規則等に定め、学生への周知も行っている。また、申立て制度等を整備することにより、成績評価等の正確性を担保している。(観点 5-3-1～3、5-7-1～4、5-11-1～3)

《学士課程》

- ・ 『全学共通授業科目』は、教養教育の目的に則して、「教養原論」、「外国語科目」、「情報科目」、「健康・スポーツ科学」、「共通専門基礎科目」、「資格免許のための科目」、「その他必要と認める科目」の 7 つの授業区分で構成され、平成 18 年度では前・後期合わせて 1,700 を超す授業を開講した。(観点 5-1-1)
- ・ 『専門科目』は、『全学共通授業科目』で行う教養教育及び共通専門基礎を踏まえ、教育課程の履修を通じて当該専門分野を体系的に学ぶことができるよう、その特性に応じた授業科目の配置を行っている。(観点 5-1-1)
- ・ 履修モデル、コースツリー、フローチャートの提示等を行いその効果的な履修を促している。(観点 5-1-1)

《大学院課程》

- ・ 研究指導は担当指導教員が主となって行い、院生の研究テーマによっては、同一研究科あるいは他研究科の研究指導教員の協力を得るなどして、多面的な見方からのチーム指導も行われている。さらに、幾つかの研究科では、多様な分野の教員からの指導や助言を確保するため、研究会やセミナー等の機会が活用されている。(観点 5-6-1)
- ・ 学位論文に係る審査体制については、学位規程に審査体制や手続きを定めており、研究科委員会又は教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定し、学位論文又は研究成果の審査を行っ

ている。(観点 5-7-3)

《専門職大学院課程》

- ・ 専門職大学院（法学研究科実務法律専攻、経営学研究科現代経営学専攻）では、学問分野・職業分野の特徴等を踏まえ、教育課程の編成の趣旨に沿った授業科目を配置している。(観点 5-8-2)
- ・ 法科大学院では、法曹界からの期待に応えるため、極めて密度の高い双方向的・多方向的な授業を行い、将来法曹となるに必要なかつ十分な理論的・実践的教育を体系的に実施している。成績評価や修了認定についても、厳格な進級制、明確な成績評価基準を定めた上で実施している。(観点 5-9-1)
- ・ 経営系専門職大学院では、講義に加え、「プロジェクト方式」を通じた指導により、学生グループ及び教員が共同して問題解決策を探りながら理論と現実の接合を目指す教育方法を採用などしている。教育課程及び教育内容については、平成 18 年に日経キャリアマガジンが行った、国内 MBA 取得者を対象としたアンケート調査において、社会人受け入れ態勢、プロジェクト方式、教授陣が高く評価され、国内ビジネススクールの 3 位にランク付けされている。(観点 5-9-1)

基準 6 教育の成果

- ・ 全学として、教育目的や養成しようとする人材像等を明確に示すとともに、各学部・研究科においても、その特性に応じた教育目的や養成しようとする人材像を定め、公表している。教育の達成状況を検証・評価するための取組については、多層的なアンケートを効果的に組合せ、短期的、長期的な教育の効果や、社会のニーズとの合致状況が検証できる調査の枠組みを整え、適切に実施している。(観点 6-1-1)
- ・ 学位授与数や、教育職員免許状、医師等の国家試験合格者数は高い水準で推移している。また、多数の学生が国際学会や全国規模の学会等で研究成果を発表し、優秀論文賞等を受賞するなど、在学生の研究成果が各種学会等において高く評価されている。(観点 6-1-2)
- ・ 進学率、就職率は、各学部・研究科とも良好であり、就職進路先も各学部・研究科の教育目的に応じた状況となっている。(観点 6-1-4)
- ・ 在学生へのアンケート結果から、全体的には、学部・研究科ともに、本学の教育に対する満足度が高いことを把握した。(観点 6-1-3)
- ・ 卒業・修了生へのアンケート、就職先機関アンケートの結果から、就職先機関のニーズに沿った教育が実現され、卒業・修了生と就職先機関の双方から高い満足度が得られていること、本学の教育が長期的な観点でみても効果を上げていること等を把握した。(観点 6-1-5)

基準 7 学生支援等

- ・ 全学部・研究科において、新入生を対象とした履修ガイダンスを実施しており、また、その後も、それぞれの教育課程の特性に応じて、必要な時期に適切なガイダンスを実施している。(観点 7-1-1)
- ・ オフィスアワーや電子メールを活用した学習相談等の対応は全部局で行われており、その他、履修アドバイザー等の設置、担任制の採用、TA の活用などを通じて、学習相談や助言を適切に行っている。(観点 7-1-2)
- ・ 留学生への学習支援に関して、留学生センターでは、本学に在籍する留学生のための日本語・日本事情教育、修学・生活上の諸問題について、各部局との連携の下に専任教員が個別指導を行い、問題の解決に当たっている。また、各部局においても、留学生に対するきめ細かな助言・指導等を実施している。(観点 7-1-5)
- ・ 社会人学生の学習支援については、11 の研究科において、社会人学生の履修を容易にするため、大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例を適用し、夜間(平日の 17 時以降)や土・日開講するなどの措置を採っており、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定がされている。また、長期履修制度による修業年限

の延長及び授業料負担の軽減措置も行っている。(観点 7-1-5)

- ・ 障害のある学生への学習支援に関しては、これまでに受け入れた障害のある学生への支援として、ノートテーカーの配置や期末試験時間の延長、授業の進め方に関する留意事項の周知などの具体的な取組を行ってきた。(観点 7-1-5)
- ・ 自主的学習環境の整備に関しては、自習室の設置や既存の講義室・演習室の開放、情報機器等の設置などが行われている。また、外国語学習については、国際コミュニケーションセンターの「ランゲージハブ室」、「CALL教室」の開放などにより、「言葉を「使える」空間」を積極的に提供している。(観点 7-2-1)
- ・ 課外活動が円滑に行われるよう、大学公認活動団体を対象とした課外活動団体助成費を設け、物品援助を行っている。また、トレーニング室等の施設整備や、課外活動の成果による表彰等を行っている。また、育友会からも、課外活動団体助成費が支給されている。(観点 7-2-2)
- ・ 学生の多様な相談に応えるため、学生なんでも相談、進路・就職相談、からだやこころの健康相談、ハラスメント相談等の各種相談の体制を整備し、相談を受け付けている。(観点 7-3-1)
- ・ 生活支援等に関するニーズは、オフィスアワー、担任制、教学委員による相談の受け付けなどの日常的取組や、学生生活実態調査等を通じて把握し、改善を実施している。(観点 7-3-2)
- ・ 留学生に対する支援は、生活支援等を含んだ説明会を開催するとともに、留学生相談主事やチューター等を置き、日常生活の相談・助言を行っている。また、留学生寄宿舎の設置等を行っている。障害のある学生に対する支援は、施設・設備のバリアフリー化として、全学の施設の調査・点検結果を踏まえて整備計画を立案し、着実に整備を進めており、障害のある学生を受け入れた際には、ノートテーカーを設けるなど適切な支援を行っている。(観点 7-3-3)
- ・ 経済面の援助として入学金及び授業料の免除を行っている。また、奨学金については、日本学生支援機構、民間・地方公共団体の制度を奨励している。学生寮は4つの男子寮、2つの女子寮を設置している。(観点 7-3-4)
- ・ 学生寮に関しては、老朽化や居住形態と学生ニーズの不一致、維持経費の増加傾向など様々な課題を抱えていることから、これらを改善し、学生生活関連施設を充実させるため、事務局の若手事務職員を中心とした検討組織「学寮再開発事業検討ワーキング・グループ」を設置し、検討結果「学生寮再開発事業の検討」を役員会に報告した。現在は、学長を座長とする「学寮再開発事業推進プロジェクト」において、実現に向けた検討を進めている。(観点 7-3-4)

基準 8 施設・設備

- ・ 本学の校地面積及び校舎面積とも大学設置基準を上回っている。キャンパス整備計画として、「神戸大学における第2次施設緊急整備5か年計画」を策定し進めている。バリアフリー化についても、施設の調査・点検結果を踏まえて整備計画を立案し、着実に進めている。(観点 8-1-1)
- ・ 学内の高速ネットワークシステム(KHAN)の整備・運用管理は、学術情報基盤センターが中心となって行っている。平成17年度には新システムの導入を行い、全学30箇所の教室等に合計1,215台の教育用端末を新たに設置した。講義と自習を含めた利用者数(延べ)は平成19年度で約320,000名の実績となっている。また、この他、各部局が運用管理している教育用端末があり、その設置台数は全学で500台を超える。(観点 8-1-2)
- ・ 継続的な施設点検・評価と、客観性・公平性を確保した計画的な修繕(シームレスマネジメント)については、「神戸大学施設マネジメント委員会」で策定した「評価基準」と3年周期で全学の施設の点検を実施した点検結果(カルテ)により、客観的・公平性を確保した計画的な修繕事業を継続的に実施している。(観点 8-1-3)

- ・ 学内共同利用施設等の各施設では、施設・設備の利用の手引きを作成しており、ウェブサイトや学生便覧等への掲載、各種ガイダンスでの説明、学生・教職員への配布等を通じて周知を図っている。(観点 8-1-3)
- ・ 附属図書館における平成 18 年度末現在の蔵書数は 3,491,170 冊、雑誌は 33,041 タイトルである。また、視聴覚資料は 42,268 点、電子ジャーナルやデータベース等の全学共同利用する教育研究基盤資料は、平成 19 年度は約 8,900 誌の電子ジャーナルと 42 種類のデータベースを全学に提供している。平成 18 年度的全館室の入館者総数は 1,258,475 人、貸出総冊数は 268,602 冊である。また、電子ジャーナルの論文ダウンロード件数は主要 14 社のものだけで年間約 60 万件に上る。(観点 8-2-1)
- ・ 学生用資料の選定は、「学生用資料整備計画大綱」に基づいて、各館室が毎年「学生用資料整備計画」を策定し、実施している。シラバス掲載図書を網羅的に収集するとともに学習用図書、専門教育図書等を幅広く整備し、教養・学習雑誌や継続図書については、定期的な見直しを行っている。平成 18 年度からは、前年度に整備した学生用資料について、蔵書構成や利用状況を分析した上で選定に対する評価を実施している。(観点 8-2-1)

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- ・ 大学経営、各種の評価、大学広報など今後ますます増大する大学内外からの大学情報ニーズに機動的、効率的に対応するために「神戸大学情報データベース (KUID)」を構築し、既存システムとの連携の下、教育の状況に関連するデータや個々の教員の活動状況に関するデータの収集・蓄積を推進し、学内に公開している。(観点 9-1-1)
- ・ 学生や学外関係者への意見聴取の結果を適切に自己点検・評価に反映させている。(観点 9-1-2,3)
- ・ 国立大学法人評価に関しては、年度計画の着実な実施に資するため、役員会が年度途中で年度計画の進捗状況を確認し、達成度が低いと思われる計画に対して指導を行うとともに、次年度の計画策定に反映させている。また、業務実績報告書に対する評価結果を、評価委員会を通じて各学部・研究科等にフィードバックするとともに、全学説明会を開催し、改善を促す方策を採っている。この他、各学部・研究科において、独自に評価に基づく改善に努めている。(観点 9-1-4)
- ・ ウェブ上で実施している「授業評価アンケート」における教員のコメント数は平成 18 年度後期、平成 19 年度前期の 2 回で、学部 8,177 件、大学院 671 件に上り、この実績からも着実に授業方法の改善・向上につながっていることが把握できる。(観点 9-1-5)
- ・ FD は、大学教育推進機構及び各学部・研究科において、特性に合わせた形で実施されている。また、平成 19 年度には、FD の部局横断的推進等を図るため、大学教育推進委員会の下に教育担当責任者会議を設置し、検討を開始している。また、全学的な FD シンポジウム「先進大学から学ぶ到達目標型学士課程教育改革の動向－新潟大学・山口大学の事例」及び「先進大学から学ぶ到達目標型学士課程教育改革の動向－鳥取大学の事例」を開催している。(観点 9-2-1)
- ・ 大学教育推進機構及び各学部・研究科の FD は、《資料 9-2-2-a》に示すように、カリキュラム、シラバス、教育内容・方法、使用教材、成績評価方法等の改善に役立っている。(観点 9-2-2)
- ・ 教育補助者として TA を多数採用し、実施要項によってオリエンテーション等の研修の実施を義務化することにより、教育活動の質向上及び補助者の資質向上を図っている。また、技術職員に対しても、個別に能力の向上に取り組むことを促すとともに、全学的にも資質向上のための取組を実施している。(観点 9-2-3)

基準 10 財務

- ・ 本学の資産は、法人化前の資産がすべて国から出資され、平成 19 年度期末においても現状を維持していることから大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているといえる。また、債務に

神戸大学

についても文部科学大臣から認可された償還計画に基づき着実に病院収入から償還していることから、債務が過大とはいえない。(観点 10-1-1)

- ・ 経常収入確保については、国からの運営費交付金の効率化係数1%の削減はあるものの、適正な学生数の確保に努め安定的な収入を確保している。また、附属病院収入の増収及び外部資金獲得の重要性も学内共通認識となっており継続的かつ安定した収入を確保している。(観点 10-1-2)
- ・ 本学の運営方針である中期計画、年度計画及び予算編成方針の策定に当たっては、学内の関係委員会の検討のほか、学外有識者の意見も得ている。また、部局長会議においても審議するとともに中期計画及び年度計画はウェブサイトに掲載するなど、適切な収支に係る計画を策定し公表している。(観点 10-2-1)
- ・ 各事業年度において当期総利益を計上しており、短期借り入れも行っていない。(観点 10-2-2)
- ・ 本学の予算編成は毎年度の「予算編成方針」により人件費、物件費の区分を設け、さらに附属病院については独立した予算管理体制としている。また、予算の合理的な配分と執行を目的として、平成17年度からは補正予算制度を導入し、年度途中における人件費と自己収入の実績及び配分済予算不用額の調査に基づく補正予算に、病院収入の増減に対応するための保留分を含めて予算配分の修正・追加を実施している。(観点 10-2-3)
- ・ 本学の財務諸表は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、本学ウェブサイトにおいて決算の概要説明を添付の上、財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事の監査報告書及び独立監査人の監査報告書を公開している。また、本学の財務状況をより理解してもらうため、「神戸大学の財務状況」を作成し、学内外に配布するとともに本学ウェブサイトに掲載し、広く一般に公表している。(観点 10-3-1)
- ・ 財務に対する監査は、法令に基づき会計監査人による監査が実施され、本学の監査規定に基づき監事監査及び内部監査が監査計画のとおり実施されている。(観点 10-3-2)

基準 11 管理運営

- ・ 学長のリーダーシップの下で効率的な意思決定を行うために、それぞれの職務分担を持つ理事8名(企画・研究・情報管理・地域連携担当、財務・産学連携担当、教育・学生生活・入試担当、国際交流・広報・男女共同参画担当、評価・同窓会担当、渉外・基金・経営改善担当、総務・施設・環境・病院担当、及び大学運営・業務改善担当)を置き、さらに、特定の事項(病院経営、男女共同参画)について、専門的な指導・助言を得るために特別顧問2名を置いている。(観点 11-1-1, 2)
- ・ 学長の機動的、戦略的な意思決定に資するため、企画室、広報室、情報管理室、地域連携推進室、経営評価室、入試広報室、業務等改善推進・職員キャリア開発支援室、男女共同参画推進室を置き、主として理事を室長とするとともに、学長直轄の組織として、監査室及びコンプライアンス室を設置し、内部統制の強化を図り、監査における独立性・公正性を確保している。(観点 11-1-1, 2)
- ・ 事務組織は、事務局に総務部、企画部、研究推進部、国際部、財務部、学務部及び施設部の7部を置き、各研究科、経済経営研究所及び附属図書館に事務部を配置している。(観点 11-1-1, 2)
- ・ 全学的な意思決定と部局運営との連動を確保するために、学長、理事、各部局長等により構成する部局長会議を置き、各種情報の共有や部局間の連絡調整などを行っている。(観点 11-1-1, 2)
- ・ 職員が従事する業務時間の削減を通じて学生・教員へのサポート業務の質的向上、職員の活力向上、財務体質の強化を実現することを目的として、平成17年度に「業務改善プロジェクトチーム」を発足させ、外部コンサルティング・ファームの協力を得ながら、「現行業務フロー」の作成(325業務)、「業務改善対応策」の策定(99項目)、また、総括として「神戸大学業務改善プロジェクト報告書」を作成している。(観点 11-1-3)
- ・ 監事による監査結果は、学長に報告され、是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改

善の措置が講じられている。(観点 11-1-4)

- ・ 職員の研修に関しては、学内において多様な研修を企画実施するとともに、学外で開催される研修への職員派遣を行い、職員の資質向上を図っている。(観点 11-1-5)
- ・ 管理運営に関する方針は、中期目標において明確に定めており、それに沿った形で学内規則を整備している。また、学長等の選考・責務・権限も規則として制定し明示している。(観点 11-2-1)
- ・ 大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は大学ウェブサイトに掲載している。また、本学の教育研究活動を総合的、客観的に把握するためにKUIDを構築し、必要に応じて活用できる状況を整備している。(観点 11-2-2)
- ・ 毎年実施する年度評価、7年以内の間隔で実施する大学機関別認証評価の機会を通じて、根拠となる資料やデータ等に基づいた適切な自己点検・評価を実施している。(観点 11-3-1)
- ・ 各事業年度に係る業務の実績に関する自己評価結果及び文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果(年度評価)等をウェブサイトに掲載し公開するとともに、年度評価の結果については、学内説明会を開催し、積極的な周知活動を行っている。(観点 11-3-2)
- ・ 第三者評価として、大学評価・学位授与機構の試行的評価や機関別認証評価を受け、毎年度終了時の自己点検・評価として、当該事業年度に係る業務の実績に関する報告書を作成し、国立大学法人評価委員会の評価を受けている。(観点 11-3-3)
- ・ 各年度の業務の実績に関する評価結果の意見を受けて、その改善策を役員会、経営協議会、教育研究評議会、評価委員会に報告するとともに、実施している。また、年度計画の進捗状況を中間評価した上で次年度の年度計画を策定している。(観点 11-3-4)

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/daigaku/jiko_kobe_d200903.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-2-1-1	「KOBЕ university STYLE 2007SPRING vol.7」
	1-2-1-2	「神戸大学概覧」
	1-2-2-1	「KOBЕ university STYLE」、「神戸大学概覧」の学外配布先一覧
基準2	2-1-2-1	企画運営委員会議事要録
	2-1-2-2	全学共通教育運営協議会議事要録
基準3	3-2-1-1	農学研究科教員人事のあり方
	3-2-1-2	農学研究科教員人事に関する申し合わせ
基準4	4-2-4-1	教学専門委員会WG会合資料
基準5	5-1-1-1	全学共通授業科目一覧（平成19年度）
	5-1-1-2	課題探求型教育（医学部ウェブサイト）
	5-1-5-1	学部における登録上限単位数の設定例（経営学部）
	5-4-1-1	自然科学系プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項
	5-5-1-1	「熱帯農学海外演習」「アジア農業環境海外演習」シラバス
基準6	6-1-1-1	『授業評価アンケート』（平成19年度 後期）
	6-1-1-2	『卒業・修了時の学生へのアンケート』（平成19年度）
	6-1-1-3	『卒業・修了生アンケート』（平成19年度）
	6-1-1-4	『就職先機関へのアンケート』（平成19年度）
基準7	7-2-1-1	ランゲージハブ室
	7-2-1-2	CALL教室
基準8	8-1-1-1	土地建物面積
	8-1-1-2	バリアフリーマップWG 整備計画表
	8-1-3-1	神戸大学における第2次施設緊急整備5か年計画
	8-1-3-2	神戸大学における施設の有効活用に関する取扱い要項
	8-1-3-3	掲載例（研究基盤センター、学術情報基盤センター、国際コミュニケーションセンター）
	8-2-1-1	購入図書の評価
基準9	9-1-4-1	年度計画等のスケジュール
	9-2-1-1	教育担当責任者会議議事要旨
	9-2-3-1	平成19年度 神戸大学技術職員研修〔集合研修〕 実施要項及び日程表
	9-2-3-2	平成19年度 神戸大学技術職員研修〔個別研修〕 派遣者リスト
基準10	10-1-1-1	平成16～19事業年度 貸借対照表
	10-1-1-2	国立大学法人神戸大学 有形固定資産の推移
	10-1-1-3	国立大学法人神戸大学 債務の推移及び償還計画
	10-2-1-1	予算編成方針
	10-2-2-1	収支（損益）状況比較表
	10-3-2-1	監事監査規則、要項、計画書
	10-3-2-2	監査報告書

	10-3-2-3	内部監査規程、計画書
	10-3-2-4	会計監査実施要領
基準11	11-1-1-1	室に関する要項
	11-1-1-2	危機管理のための組織体制（神戸大学危機管理基本マニュアル（平成20年4月版）4～12頁）
	11-1-3-1	「神戸大学業務改善プロジェクト報告書」
	11-1-4-1	平成19年度監事監査結果と改善対応状況一覧
	11-1-5-1	平成19年度兵庫県下教育機関事務系職員（新規採用者）研修日程表
	11-1-5-2	平成19年度近畿地区国立大学法人等会計事務研修日程表
	11-1-5-3	平成19年度神戸大学事務職員国際業務研修日程表
	11-1-5-4	安全衛生研修に関する資料
	11-2-1-1	神戸大学学則、神戸大学学長選考規則
	11-3-1-1	中期計画・年度計画管理表
	11-3-1-2	「大学機関別認証評価用 部局評価シート」による作業方法について
	11-3-4-1	平成18年評価結果において「期待される」とされた事項への対応
	11-3-4-2	中期計画・年度計画管理表（部局年次計画報告書）